

市自殺対策計画生きる支援関連施策調査票（各課における自殺対策の取り組みについて）

資料 2

基本施策 1： 地域におけるネットワークの強化
基本施策 2： 自殺対策を支える人材の育成
基本施策 3： 市民・企業等への啓発と周知
基本施策 4： 生きることの促進要因への支援
基本施策 5： 子ども・若者の命を大事にする意識の向上に向けた教育

重点施策 1： 高齢者を対象とした自殺対策の推進
重点施策 2： 生活困窮者を対象とした自殺対策の推進
重点施策 3： 就労者自殺対策の推進

…複数課で実施している事業 …実施不十分・評価なし・見直しの事業

基本施策 1
地域におけるネットワークの強化

事業名		事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			令和 6 年度 実施状況 (内容・変更点等)	令和 6 年度実施状況に関する 担当課の評価	達成度	事業の方向性・今後の展開		備考
					基本 1	基本 2	基本 3	基本 4	基本 5	重点 1	重点 2	重点 3						
36	地域ケア会議等 事業	行政だけでなく、地域住民、高 齢者支援に携わる専門機関の代 表らと地域の課題とその対応策 について協議を行う。また、関 係機関のネットワーク構築を図 る。、	高齢者・障がい者なども 含めて、自殺リスクの高い地域住民を地域で支え る体制の構築を図るなど、地域ケア会議を通 し、支援体制の検討を行 う。	保健福祉部 地域包括ケア 推進課	○							○	地域包括ケア推進会議：2 回 中地域ケア会議：13 回	地区によって取組み状況に差はある ものの、個別ケア会議、小地域ケア 会議から抽出された地域の課題に対 し、中地域ケア会議の中で決策を 協議することができた。 推進会議を通し、地域の課題解決に 向けた協議や市全体の課題解決に向 けた協議等を行うことができた。	おおむ ね実施 できた	拡充	協議の対象を高齢者だけでなく、障 がい者、子ども、生活困窮者などへ 拡大する。 推進会議は「地域共生社会推進會 議」へと名称を変更し、保健福祉課 が所管。地域共生社会を実現するた めの現状と課題、取組みなどの情報 共有を図り、分野を超えた連携強化 を図る。	
37	つどいの場創出 事業	高齢者を主とした地域住民の集 まる場である「つどいの場」が 地域住民によって主体的継続的 に運営され、また、新たなつど いの場が地域に創出されるよ う、各地区に「つどいの場」コー ディネーターを配置し、支援す る。	つどいの場は、高齢者の 社会参加及び介護予防の 場として、地域住民主体 の運営により市内全域で 実施されており、支援が 必要な参加者を把握した 場合には、関係機関と連 携を図る。	保健福祉部 地域包括ケア 推進課	○							○	つどいの場団体：372 団体 参加者数：6,139 名	気象状況等の影響により、休止や活 動の制限を受けた団体があった。 地域住民が主体となって、参加者 にとって魅力的なプログラムを組 み、継続的に参加者が増加するよ うな取り組みが必要。 つどいの場の運営を行うサポー ターを増やす取り組みが必要。 つどいの場の存在しない空白地域 において、新たなつどいの場を立ち 上げる取組みの整備が必要。	おおむ ね実施 できた	現状維持	地域住民が主体となって、介護予防 につながるプログラムを策定できる よう支援する。 団体の参加者の高齢化が進んでお り、団体代表者や団体のサポートを 行う人材が不足しているため、人材 の掘り起こし等、課題に取り組む。 空白地帯を把握するとともに、区長 などと連携を取りながらつどいの場 を立ち上げる。 また、高齢者のみならず、誰もが参 加できる地域の居場所として、発 展・拡充させていく必要がある。	
38	住民支え合い活 動づくり事業	地域住民等が主体的に近所の困 りごとを地域で支え合う住民主 体型の生活支援サービス事業の 創出と提供体制の構築を図る。 生活支援コーディネーターを配 置し、地域住民による活動団体 (第3層協議体)の立ち上げや 活動の継続を支援する。	地域住民等が、高齢者・ 障がい者などの見守りな どを行う中で、日常生活 が困難な高齢者や介護の 負担が大きい家族介護者 等の情報を把握したとき は、関係機関につなぎ、 課題の解消を図る。	保健福祉部 地域包括ケア 推進課	○							○	第3層協議体の数：59 団体 (うち令和 6 年度新規立ち上 げ 5 団体) 生活支援コーディネーター 8 名	生活支援コーディネーターの資質向 上を図りながら、活動を拡充するこ とができた。	おおむ ね実施 できた	拡充	高齢者だけでなく、障がい者や子育て 世代など、世代や属性を問わず支 援対象としていく。 地域で活動するサポーターの高齢 化、それに伴う担い手不足が課題と なっているため、活動を周知し、若い 世代の参加を呼びかけていく。	
40	認知症カフェ事 業	商業施設や介護施設等で、地域 の方の集いの場を創設し、認知 症の方とその家族の支援、専門 職による相談・助言等による早期 発見・早期対応並びに、認知 症の正しい知識の普及・啓発を 目的に認知症カフェ事業を実施 する。	認知症の本人やその介護 者など同じ立場の人が集 い、認知症に関する情報 共有や情報交換を行う ことで、心身の負担軽減 を図る。	保健福祉部 地域包括ケア 推進課	○		○					○	設置箇所：10ヶ所 開催回数：167 回 延べ参加者数：2,437 人	中山間地域（小川・川前）で新たに カフェを2ヶ所確保し、認知症啓発 のための地域の新しい交流拠点と なっている。また専門職による個別 相談対応など、地域の認知症の相談 窓口機能を果たしている。引き続き カフェ空白地域の整備が必要。	おおむ ね実施 できた	拡充	カフェが空白となっている地域の確 保に努める。また、開催内容の充実 を図るとともに、事業周知により地 域の認知症啓発の交流拠点としての 認知度向上に努める。	
42	はいかい高齢者 等SOSネット ワーク事業	徘徊により高齢者が行方不明に なった場合に、警察署をはじめ とする関係協力団体へ情報を提 供し、迅速な捜索活動等を実施 することにより、高齢者の早期 発見・早期保護を図る。	徘徊の恐れのある高齢者 等を事前登録しておくこ とで、行方不明のまま見 つからない、保護されて も身元が分からない等の 不安の解消を図る。	保健福祉部 保健福祉課 地域福祉推進 係	○		○						変更なし	予定通り実施されている	当初の 予定通 り実施 できた	見直し	令和 7 年度より、行方不明者が発生 した場合の対応が変更となった (POLICEメールふくしまを活用した 情報周知へ変更)	

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			令和6年度 実施状況 (内容・変更点等)	令和6年度実施状況に関する 担当課の評価	達成度	事業の方向性・今後の展開		備考
				基本 1	基本 2	基本 3	基本 4	基本 5	重点 1	重点 2	重点 3						
73	みんなの居場所 づくり事業	ひきこもり、不登校等社会的な孤立状態にある者、複合的な課題を抱え制度の狭間におかれてきた市民に対し、気軽に集い、社会や地域とのつながりのきっかけを作る「居場所」を提供する。	引きこもり、不登校等社会的な孤立状態にある利用者の状況に応じて、担当課や専門機関につなげる。	保健福祉部 保健福祉課 地域福祉推進係	○			○			○	変更なし	予定どおり実施されている。	当初の 予定通り 実施 できた	現状維持	変更なし	
120	地域共生社会ま ちづくり事業	高齢者や障がい者等の福祉推進に資する取組みのうち、地域課題に対応することを目的に、地域住民等が主体となった他の模範となる先駆的な活動に対し補助金を助成する。	市民一人ひとりが可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	保健福祉部 地域包括ケア 推進課	○							採択件数 ソフト事業 1件 いわき共生シネマフェスティバル（常磐地区）	世代や属性を超えて共に映画を楽しめる映画祭を開催。幅広い年齢層が参加した。その他、ブラインドウォークやこどもダンスワークショップを開催し、地域共生社会に向けた意識醸成を図ることができた。	おおむね実施 できた	現状維持	事業の周知を図り、随時申請相談を受ける。 地域の中で地域共生社会の実現に資する取組みをしている団体の情報把握に努める。	
121	重層的支援体制 整備事業	属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う。	制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人などを地域において早期に発見し、確実に支援していく。	保健福祉部 保健福祉課 地域共生社会 推進係	○			○				変更なし	予定通り実施されている	当初の 予定通り 実施 できた	現状維持	変更なし	
122	生活困窮者支援 官民連携プラット フォーム	生活困窮者のセーフティネットの強化を目的にフードバンクやこども食堂、居場所づくりなどに取り組む地域の支援団体と行政等が参画する「プラットフォーム」を設置する。	各支援団体と連携を図りながら、生活困窮者支援を進める。	保健福祉部 保健福祉課 地域共生社会 推進係	○							変更なし	予定通り実施されている	当初の 予定通り 実施 できた	現状維持	変更なし	
123	いわき見守りあ んしんネット連 絡会	市内の団体や事業者等に参加・協力を得て、見守り活動等を行う。	高齢者・障がい者・子ども・女性等が地域から孤立することなく、地域で安心して暮らすことができるよう、地域の中にきめ細やかで重層的な見守り体制の構築を図る。	保健福祉部 保健福祉課 地域共生社会 推進係	○							変更なし	予定通り実施されている	当初の 予定通り 実施 できた	現状維持	変更なし	
124	ミーティングセ ンター	認知症の方とその家族がよりよい関係性を保ちつつ、希望する在宅生活を継続できるよう、本人支援・家族支援及び一体的支援からなる一連のプログラムを実施する。	認知症の本人やその家族が集い、日々の暮らしの中で感じていることや必要なことを語り合い、ともに活動する場を設けることで、本人の意欲向上及び家族の負担軽減、家族関係の再構築を図る。	保健福祉部 地域包括ケア 推進課	○			○				開催回数：12回 延べ参加者数：145人	認知症の方とその家族がやりた いことを一緒に実施することができ た。事業で調理やスポーツなどを通 して本人同士や家族同士の関りが深 まり、よりよい関係性を保つことに つながった。	おおむね実施 できた	現状維持	認知症の方とその家族の声を聴いて 希望する内容を実施していく。家族 関係が保たれるように包括支援セン ターの認知症地域支援推進員と連携 に務める。	
139	いわき市保健医 療審議会自殺対 策協議部会	医療・福祉・教育・労働・経済・法律などの専門委員で構成される部会を定期的に開催する。	自殺対策関連施策の総合的かつ効果的な展開を図るのための意見交換等を行う。	保健福祉部 保健所地域保 健課	○							2回実施。	自殺対策関連施策の総合的かつ効果 的な展開を図るのための意見交換等 を行うことができた。	当初の 予定通り 実施 できた	現状維持	継続実施。	
140	いわき市自殺対 策庁内連絡会議	庁内の関係課長で構成される連絡会を定期的に開催する。	自殺の健康要因と社会的要因に関わる庁内関係部署相互の緊密な連携と協力のもと自殺対策の推進を図る。	保健福祉部 保健所地域保 健課	○							1回実施。	協議事項がないことから書面開催とした。庁内関係部署と連携しながら、自殺対策推進のための意見交換ができた。	当初の 予定通り 実施 できた	現状維持	継続実施。	

市自殺対策計画生きる支援関連施策調査票（各課における自殺対策の取り組みについて）

資料 2

基本施策 1： 地域におけるネットワークの強化
基本施策 2： 自殺対策を支える人材の育成
基本施策 3： 市民・企業等への啓発と周知
基本施策 4： 生きることの促進要因への支援
基本施策 5： 子ども・若者の命を大事にする意識の向上に向けた教育

重点施策 1： 高齢者を対象とした自殺対策の推進
重点施策 2： 生活困窮者を対象とした自殺対策の推進
重点施策 3： 就労者自殺対策の推進

…複数課で実施している事業 …実施不十分・評価なし・見直しの事業

基本施策 2
自殺対策を支える人材の育成

事業名		事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			令和 6 年度 実施状況 (内容・変更点等)	令和 6 年度実施状況に関する 担当課の評価	達成度	事業の方向性・今後の展開		備考
					基本 1	基本 2	基本 3	基本 4	基本 5	重点 1	重点 2	重点 3						
39	認知症サポーター養成講座	認知症の正しい知識の普及・啓発のため、認知症キャラバン・メイト（ボランティアの講師）による認知症サポーター養成講座を推進し、認知症の方とその家族の応援者である認知症サポーターを養成する。	広く市民が認知症の正しい知識や、認知症の人への接し方などを身に付け、理解を深めてもらうことで、認知症になっても住みやすい地域づくりを行う。	保健福祉部 地域包括ケア推進課		○				○			開催回数：68回 養成人数：1,291人	コロナ以前の養成人数には至っておらず、企業や教育機関等への働きかけを継続していく必要がある。	実施は不十分だった	拡充	認知症の方と接する機会が少ない若年層や現役世代等、幅広い層に認知症に対する理解が広がるよう特に学生や職域サポーターの養成に努める。	
44	障害者相談支援事業	障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な情報の提供や権利擁護のための必要な援助を行う。（障がい者相談支援センター、機関相談支援センターに委託）	障がい者やその家族の悩みを軽減し、自殺リスクの低下を図る。また、関連する会議や機関との連携体制を強化する。	保健福祉部 障がい福祉課 支援係		○		○					変更なし	日常生活における障がい者本人の悩みや家族等の困り事に対し、障害福祉サービス等に関する情報を提供するとともに、障がい者の居場所づくりや地域のネットワーク構築に向けた会議を開催するなど、障がいによる生きづらさの解決を図るための取り組みを実施することができた。	当初の予定通り実施できた	現状維持	事業の実施を継続し、地域の相談支援体制の強化を図っていくことで、障がい者等が地域で安心した生活を送ることができるよう地域づくりをすすめる。	
45	手話通訳者等派遣事業	手話通訳者、点字指導員、要約筆記者を派遣し、障がい者等とその他の者の意思疎通を円滑にする支援を行う。	障がい者等とその他の者の意思疎通を円滑にすることで、障がい者等の精神的負担を軽減し、生きやすい地域づくりを進める。	保健福祉部 障がい福祉課 支援係		○		○					変更なし	手話通訳派遣時等において、通訳等意思疎通支援以外の日常生活に係る会話などを行うことにより、精神的負担の軽減を図ることが出来た。	当初の予定通り実施できた	現状維持	事業の実施を継続し、障がい者等の精神的負担を軽減し、生きやすい地域づくりを進める	
46	日中一時支援事業	障がい者（児）を介護する者が、疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、一時的に施設に預け、必要な保護を行う。	障がい者やその家族の負担を軽減し、自殺リスクの低下を図る。	保健福祉部 障がい福祉課 事業係		○		○					業務委託事業所 28箇所。 実施内容は変更なし。	障がい者等の日中における活動の場を確保し、見守り等の支援を行うことにより、障がい者及びその家族の負担軽減を図ることができた。	当初の予定通り実施できた	現状維持	事業の実施を継続し、保護者等の精神的負担を軽減し、生きやすい地域づくりを進める。	
52	緊急通報システム事業	ひとり暮らしの高齢者、重度身体障がい者等に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病、災害等に緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、もって当該高齢者、重度身体障がい者等の福祉の増進を図る。	緊急警報システムの委託業者にゲートキーパー養成講座を受講させるとともに、高齢者の様子の変化に気づいたときは速やかに担当課につなげるよう、意識の強化を図る。	保健福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係		○		○					変更なし	利用者は減少傾向にあるが、月 1 回実施している「お元気コール」において安否確認をしているほか、利用者からの連絡による日常生活上の相談に応じ、信頼関係を構築したうえで、急変時等には、救急搬送手続き及び担当課への速やかな連絡など適切な実施状況となった。	当初の予定通り実施できた	現状維持	「お元気コール」などを通じて、引き続き適切な対応が図られるよう事業を進めていく。	
55	訪問理美容サービス運営事業	在宅で寝たきり等の理由により理髪店や美容院に行くことが困難な高齢者のみの世帯、障がい者のみ世帯等の方を対象に、訪問による理美容サービスを提供する。	訪問理美容師にゲートキーパー養成講座の受講を促し、高齢者の様子の変化に気づいたときは速やかに担当課につなげるよう、意識の強化を図る。	保健福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係		○		○					変更なし	利用者の様子に変化があった場合は、関係機関への連絡などを適切に実施できた。 また、身体上の理由などにより理美容店舗へ行くことができない高齢者に対する訪問による散髪のを確保する仕組みを作り出すことにより、散髪及び理美容師との散髪時の会話などを通じて、気持ちのリフレッシュを図ることができた。	当初の予定通り実施できた	現状維持	散髪を通じて、引き続き理美容師による訪問及び利用者の気持ちのリフレッシュを図っていく。	

事業名		事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			令和6年度 実施状況 (内容・変更点等)	令和6年度実施状況に関する 担当課の評価	達成度	事業の方向性・今後の展開		備考
					基本 1	基本 2	基本 3	基本 4	基本 5	重点 1	重点 2	重点 3						
59	福祉介護人材定着支援事業	介護人材の確保育成に努めるとともに、地域内の介護事業所等に勤務する職員の技術向上を図ることにより、介護サービスの維持及び向上を目指す。	介護人材をサポートするためのゲートキーパーの確保を図る。	保健福祉部 高齢福祉課 介護サービス整備係		○							変更なし。	介護人材定着のためのセミナーにおいて、職場環境や人間関係等の仕事の悩みについて吐き出す場を設け、悩みの共有と課題解決に向けた取り組みを行った。介護人材の精神的な支援に繋がるものとなっている。	当初の予定通り実施できた	現状維持	介護人材の精神的な支援に繋がるきっかけとなるようセミナーの開催を継続して実施していく。	
71	権利擁護支援事業（権利擁護・成年後見センター運営事業）	判断能力が十分でない市民や、虐待等による権利侵害を受けている市民の権利擁護のため、権利擁護に関する専門的な支援機関を設置・運営する。	職員にゲートキーパー養成講座を受講させ、資質の向上を図る。	保健福祉部 保健福祉課 権利擁護・成年後見センター		○							未受講の職員1名。	実施は不十分だった	実施は不十分だった	現状維持	変更なし	
75	福祉総合相談センター	日常生活における総合的な福祉問題に適切な助言や援助を行うことを目的に、福祉総合相談センターを開設・運営する。 (社会福祉協議会事業)	職員を対象にゲートキーパー養成講座を受講させ、職員の資質の向上を図る。また、相談内容に応じて、担当課や専門機関につなげる。	保健福祉部 保健福祉課 地域福祉推進係		○		○			○		変更なし	予定どおり実施されている。	当初の予定通り実施できた	現状維持	変更なし	
84	市民相談窓口	市民相談員が中心となって、市民からの要望、苦情、意見等に対応している。	職員にゲートキーパー養成講座を受講させ、資質の向上を図る。相談者の立場に立って傾聴するとともに、適宜、相談内容に応じ、適切な窓口を紹介する。	総合政策部 広報広聴課 広聴係		○		○					変更なし	相談者の立場に立って傾聴するとともに、適宜、相談内容に応じ、適切な窓口を紹介できた。	おおむね実施できた	現状維持	実施を継続	
89	不登校対策事業	チャレンジホーム（教育支援センター）：不登校に悩む児童・生徒（小・中学生）を対象に、集団生活への適応を促し、学びの保障と社会的自立、学校への復帰等を支援する。	担当職員にゲートキーパー養成講座を受講させる。また、必要な人材を確保するとともに、県や関係機関と調整し、支援体制の強化を図る。更に、不登校を経験した児童生徒が安心して登校できるよう、精神的な支援に努める。	教育委員会 総合教育センター 教育支援室		○			○				担当職員のゲートキーパー養成講座は受講しなかった。不登校児童生徒の学びの場として、内郷チャレンジホームを新設した。	内郷チャレンジホームを新設することで、広域市である本市の面的な支援を充実させた。また、いわき海浜自然の家やいわきアリオス等と連携して不登校児童生徒を対象とする行事を実施するなど、支援体制の強化を図った。さらに、いわき市総合教育センターのスクールカウンセラーがチャレンジホームに赴き、ソーシャルスキルトレーニングを実施することで、コミュニケーション能力の育成を図った。	おおむね実施できた	拡充	チャレンジホームの増設	
97	交通安全対策に関する事務	交通事故に関する相談や助言等を行う。	職員等にゲートキーパー養成講座を受講させ、資質の向上を図る。	市民協働部 生活安全課 交通安全防犯係		○							変更なし	実績は3件であり、相談者の不安解消等に努めた。	おおむね実施できた	現状維持	実施継続	
101	健康教育（市役所出前講座事業を含む）	こころ健康づくりやストレスとの付き合い方、うつ病等の精神疾患の理解や周囲の対応等こころの健康の保持増進及び関係職員の資質向上のため、正しい知識の普及を図る。	市民や支援者等に、自殺未遂や希死念慮等の相談に対応するため、こころのケアや資質向上のための研修会やゲートキーパー養成講座を実施する。	保健福祉部 保健所地域保健課 精神保健係		○							・正しく知ろうお酒のこと 1回 145名 ・心のサポーター養成講座 2回 34名 ・「ひきこもりサポーター養成講座」2回 19名 ・「心のサポーター養成研修」(2時間コース) 2回 142名	「ゲートキーパー養成講座」以外の出前講座のメニューでも、初級編としてゲートキーパーの要素を入れて講話を実施。自分自身のメンタルヘルスクエアだけではなく、ゲートキーパーの役割等を周知し、自殺対策を支える人材の育成ができた。	おおむね実施できた	現状維持	自殺対策に関わる出前講座の内容には変更なし。出前講座を通して、ゲートキーパーの周知、自殺対策について理解を深めていく。	

事業名		事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			令和6年度 実施状況 (内容・変更点等)	令和6年度実施状況に関する 担当課の評価	達成度	事業の方向性・今後の展開		備考
					基本 1	基本 2	基本 3	基本 4	基本 5	重点 1	重点 2	重点 3						
102	民生児童委員協議会補助金	各地区民生児童委員協議会活動（研修・勉強会、関係機関との連携）への補助を支給する。	協議会の研修・勉強会において、自殺対策や遺族支援に関する内容を含めて実施することを検討する。	保健福祉部 保健福祉課 保健福祉係		○							変更なし	予定通り実施されている	当初の予定通り実施できた	現状維持	変更なし	
107	青少年団体補助金	青少年の健全育成、地域教育力の活性化を図るため、継続的な活動を必要とする関係団体が実施する事業に補助金を支給する。	青少年団体にに対し、ゲートキーパー養成講座等の自殺対策の講座や、相談窓口等の情報を提供する。	教育委員会 生涯学習課 青少年係		○			○				関係各所からの情報提供を受け、情報共有を図ることとしているが、情報提供が無かった。	青少年を取り巻く問題について、今年度はメディアリテラシーや非行防止等が寄せられ、自殺に関するものは無かった。	実施できなかった	現状維持		
116	市営住宅管理業務	市営住宅の管理、公募事務を行う。（指定管理者に委託） 悪質滞納者への使用料納付指導、入居規則の遵守指導、退去指導を行う。（滞納対策専門指導員は嘱託、指定管理者で徴収嘱託員を雇用）	指定管理者の担当職員に対してゲートキーパー養成講座を受講させる。また、居住者の変化や滞納者の状況を把握し、自殺リスクにつながる可能性がある場合は、担当課や専門機関につなげる。	土木部住宅営繕課 〔管理事務〕 計画係 〔入退所関連事務〕 入退居係		○							ゲートキーパー養成講座の受講及び自殺リスクにつながる可能性を認めたケースについては、関係機関に連絡。	ゲートキーパー養成講座を指定管理者の職員が受講した。幸いリスクを認めたケースもなく、関係機関に連絡するケースもなかった。今後も、自殺リスクを把握した場合は、関係機関と連携し、対応したい。	おおむね実施できた	現状維持	指定管理者においてゲートキーパー養成講座を受講することにより、リスクの把握に努め、関係機関との連携を図っていく。	
125	健康経営推進ヘルスケアサポート事業費	本市の健康課題解消に向け、健康づくりのノウハウを有する民間企業等が提供する、ICT等を活用したヘルスケアプログラムを、市内企業の従業員や地域団体等を対象に実施することにより、壮年期等の生活習慣病の予防・改善や企業の健康経営の推進につなげることを目的に、官民連携の取組みを推進する。	「ヘルスケア講座」等を活用し、企業等に出向いて「こころの健康づくり」に関する講座を行う。	保健福祉部 健康づくり推進課		○		○					①健康づくりプログラム 体組成計や活動量計、アプリを活用し、参加者に応じた、運動習慣づくり、食（栄養）生活改善を意識した健康プログラムを実施 【参加者】2社、42名 ②生活習慣病予防プログラム 参加者の塩分及び野菜の摂取に対する意識を高めるとともに、食（栄養）生活改善を意識し、行動変容につながる健康プログラムを実施 【参加者】2社、40名 ③ヘルスケア講座 運動・栄養等の専門講師が、企業等に出向いて講座を実施 【参加者】6社、約200名	①健康づくりプログラム及び②生活習慣病予防プログラムについては、ICT機器を活用し、活動量や野菜摂取量等を可視化することで、健康に対する行動変容を促すことが出来た。 ③ヘルスケア講座については、運動・ストレッチと健康セミナーそれぞれに、複数のプログラムから選択可能としたことから、多数の方々に参加していただくことが出来た。	おおむね実施できた	見直し	健康づくりプログラムについては、3か月間実施しているが、期間が長いことから、参加企業が思うように集まらないことや、費用が高くなり募集可能人数が少ないことなどの課題がある。 また、健康経営に対する企業の認知度に差があることから、レベルに応じた内容の事業展開が必要である。	
141	ゲートキーパー養成講座	対象者に合わせた内容でゲートキーパーとしての役割やこころの健康等についての知識や技術等を段階的に理解・習得できるよう実施する。	様々な対象（市職員、民生・児童委員、教職員、保健医療福祉専門職、一般市民等）に対し、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応をする役割を担うゲートキーパーを養成する。	保健福祉部 保健所地域保健課		○				○	○		「ゲートキーパー養成講座」を市民、庁内職員、関係機関等に対象に実施。 ・初級編 17回 受講者数176名 ・中級編 5回 受講者数178名 ・専門編 1回 受講者数12名 平成21年から累計 2,030名養成。	自殺対策を支える人材の育成ができた。	当初の予定通り実施できた	現状維持	従来の依頼を受けて実施するものの他、手上げ方式での実施になっているため、四倉地区、勿来地区で当課主催で養成講座を実施予定。	

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			令和6年度 実施状況 (内容・変更点等)	令和6年度実施状況に関する 担当課の評価	達成度	事業の方向性・今後の展開		備考
				基本 1	基本 2	基本 3	基本 4	基本 5	重点 1	重点 2	重点 3						
142	自殺対策支援者 向け研修会	保健医療福祉専門職など自殺リ スクを抱える対象者を支援する 自殺対策支援者に対し研修会を 開催する。	自殺未遂や希死念慮等の 相談に対応する支援者の ためのこころのケアや資 質向上のための研修会を 通し、支援者の心身の健 康の維持する取組みを実 施する。	保健福祉部 保健所地域保 健課		○						1回50名が参加。	支援者の自殺に関する基本的知識の 理解の促進につながった。	当初の 予定通 り実施 できた	現状維持	参加者が自殺未遂者からの相談を受 けるにあたり困難と感ずること、 「支援者が感情的になってしまう」 「なんと言葉をかけていいかわから ない」などといった支援者のスキル に関するもの、さらには「どこに繋 げていいかわからない」「精神科医 療機関が見つからない」といった資 源やその周知が不足していること が、自殺対策ないしは未遂者支援の 困難さを増強している要因として考 えられた。よって次年度は、支援者 の相談支援スキル（ゲートキー パー）や相談先について周知してい く必要がある。	
149	精神保健福祉対 策事業	①精神保健福祉相談・訪問指導 ②精神保健関係職員研修 ③災害時のメンタルヘルス対策	①市民の相談を保健師等 が随時対応し、必要に応 じて関係機関に連携して 支援を行う。 ②精神保健関係職員の資 質向上を図るための研修 会を通じて、つなぐ支援 等の連携体制を推進す る。 ③被災・避難等でこころ のケアが必要な方に対 し、訪問支援や啓発普及 を行う。	保健福祉部 保健所地域保 健課		○		○				①来所相談：実942件、延 1,419件、電話相談：実1,392 件、延4,076件、訪問指導：実 585件、延1,203件 ②申込者169名だったが、講師 都合のため、開催中止した。 ③実績はなし。	①電話、窓口、訪問にて市民の相談 を受けることができた。 ②申込者が多く、関係職員からは ニーズの高い研修ということが把握 できた。 ③災害発生時に備えておくことが必 要。	おおむ ね実施 できた	現状維持	継続実施	
151	いわき市生徒指 導委員連絡協議 会	児童生徒一人一人が自己指導能 力を身に付けるために、情報を 共有し、学校の生徒指導の推進 を図る。	主に、社会問題となっ ているインターネットの危 険から児童生徒を守る情 報交換や啓発活動等を行 い、自殺のリスク低下の 一助とする。	教育委員会 学校教育課 指導係		○		○	○			3回の協議会を通してイン ターネットの危険性を含む生 徒指導上の課題解決に向け て協議し、啓発資料を作成して 各家庭への配付を行った。	ネットいじめ、ネット依存、高額請 求、誘い出し、画像流出など具体 的な事例を提示することができ、啓 発と未然防止に結びついたと思わ れる。	当初の 予定通 り実施 できた	見直し	各方部の生徒指導情報を校務支援シ ステムで共有するシステムを確立 し、校長会主催の同種の会議に業務 内容を移管することで会議数削減を 検討予定。	

市自殺対策計画生きる支援関連施策調査票（各課における自殺対策の取り組みについて）

資料 2

基本施策 1： 地域におけるネットワークの強化
基本施策 2： 自殺対策を支える人材の育成
基本施策 3： 市民・企業等への啓発と周知
基本施策 4： 生きることの促進要因への支援
基本施策 5： 子ども・若者の命を大事にする意識の向上に向けた教育

重点施策 1： 高齢者を対象とした自殺対策の推進
重点施策 2： 生活困窮者を対象とした自殺対策の推進
重点施策 3： 就労者自殺対策の推進

基本施策 3
市民・企業等への啓発と周知

…複数課で実施している事業 …実施不十分・評価なし・見直しの事業

事業名		事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			令和 6 年度 実施状況 (内容・変更点等)	令和 6 年度実施状況に関する 担当課の評価	達成度	事業の方向性・今後の展開		備考
					基本 1	基本 2	基本 3	基本 4	基本 5	重点 1	重点 2	重点 3						
34	つながる・いわき事業	高齢者や高齢者を支える多くの 方々が、各地域の日々の活動を さらに知り、つながることがで きる体制をつくるため、「地域 ポータルサイト」を構築・運用 するほか、紙媒体を発行するな ど、様々な媒体を通じて普及啓 発を行う。	Web・紙・イベントなど、 様々な媒体を通して、生 き生きと活動する高齢者 の取組みや、高齢者を取り 巻く課題などを発信す ることにより、より多く の方々が共有し、「我が 事」となるような情報発 信を行うことで生きる支 援に繋げていく。	保健福祉部 地域包括ケア 推進課				○	○				ポータルサイト PV数： 29,632回 Facebook アクセス数：7,176 回	Web・紙・イベントの開催などを通 じ、生きがいを持って、いきいきと 活動する方の姿やそれらを普及啓発 する取組みを発信し、高齢者を取り 巻く課題などを「我が事」と捉えら れるよう取り組んだ。	おおむ ね実施 できた	現状維持	今後も、地域でいきいきと活躍する 高齢者や支援者の姿、またはその取 組みを発信できるよう情報収集に努 める。	
40	認知症カフェ事 業	商業施設や介護施設等で、地域 の方の集いの場を創設し、認知 症の方とその家族の支援、専門 職による相談・助言等による早 期発見・早期対応並びに、認知 症の正しい知識の普及・啓発を 目的に認知症カフェ事業を実施 する。	認知症の本人やその介護 者など同じ立場の人が集 い、認知症に関する情報 共有や情報交換を行う ことで、心身の負担軽減 を図る。	保健福祉部 地域包括ケア 推進課	○			○		○			設置箇所：10ヶ所 開催回数：167回 延べ参加者数：2,437人	中山間地域（小川・川前）で新たに カフェを2か所確保し、認知症啓発 のための地域の新しい交流拠点と なっている。また専門職による個別 相談対応など、地域の認知症の相談 窓口機能を果たしている。引き続き カフェ空白地域の整備が必要。	おおむ ね実施 できた	拡充	カフェが空白となっている地域の確 保に努める。また、開催内容の充実 を図るとともに、事業周知により地 域の認知症啓発の交流拠点としての 認知度向上に努める。	
42	はいかい高齢者 等SOSネット ワーク事業	徘徊により高齢者が行方不明に なった場合に、警察署をはじめ とする関係協力団体へ情報を提 供し、迅速な捜索活動等を実施 することにより、高齢者の早期 発見・早期保護を図る。	徘徊の恐れのある高齢者 等を事前登録しておくこ とで、行方不明のまま見 つからない、保護されて も身元が分からない等の 不安の解消を図る。	保健福祉部 保健福祉課 地域福祉推進 係	○			○					変更なし	予定通り実施されている	当初の 予定通 り実施 できた	見直し	令和7年度より、行方不明者が発生 した場合の対応が変更となった (POLICEメールふくしまを活用した 情報周知へ変更)	
48	障がい福祉関連 ガイドブック 「くらしのおて つだい」の作成	年1回、障がい者向けの福祉 サービス等の概略と各窓口の紹 介、市民の障がい者福祉の理解 向上のため、「くらしのおてつ だい」を作成する。	サービスや相談の概要を 分かりやすく記載するこ とにより、悩みごとが軽 度の段階から相談を受 け、課題の解決につなげ る。また、相談内容に応 じて、担当課や関係機関 につなげる。	保健福祉部 障がい福祉課 支援係				○					変更なし	障がい者向けの「くらしのおてつだ い」を発行して、福祉サービスの概 略と各窓口を紹介し、障がい者へ担 当課や関係窓口につなげるための理 解を促進した。	おおむ ね実施 できた	現状維持	実施を継続する。	
57	高齢者活用・現 役世代雇用サ ポート事業費補 助金	高齢者のいきがいくりの推進 と地域福祉の向上を図るため、 高齢者の知識と経験を活かせる 臨時的及び短期的業務を組織的 に把握し、高齢者に提供する業 務に対する補助金。	高齢者の生きがいくりに 資する事業を通じて、 生きる意欲の増進を図 る。また、登録している 高齢者を対象に、自殺対 策の啓発や相互交流の意 識向上を図る。	保健福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係				○	○				変更なし	補助金の対象である派遣事業を通じ て高齢者へ自身の知識と経験を活か せる業務を提供し、生きる意欲の増 進・自殺対策の啓発等につなが った。	当初の 予定通 り実施 できた	現状維持	労働を通じた生きがいくりの創出 に貢献していることから、引き続き 補助を行う。	
58	知恵と技の交歓 教室（シルバ ーにこにこふれ あい基金事業）	高齢者の生きがいくり推進に 資する、世代間の交流を図る機 会を提供する事業に対する補助 金。	高齢者の生きがいくりに 資する事業を通じて、 生きる意欲の増進を図 る。また、登録している 高齢者を対象に、自殺対 策の啓発や相互交流の意 識向上を図る。	保健福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係				○	○				変更なし	高齢者に世代間交流を図る機会を提 供でき、生きがいくり増進につな がった。	当初の 予定通 り実施 できた	現状維持	補助金の交付を通じて高齢者の生き がいくり推進に資する世代間の交 流を図る機会を提供する。	

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			令和6年度 実施状況 (内容・変更点等)	令和6年度実施状況に関する 担当課の評価	達成度	事業の方向性・今後の展開		備考
				基本 1	基本 2	基本 3	基本 4	基本 5	重点 1	重点 2	重点 3						
62	学校医等報酬 (中学校)	・労働安全衛生法に基づき、職員50人以上の職場では衛生委員会を設置するとともに、嘱託医を任命し、職員の健康管理を行う。また、50人未満の学校については、衛生推進者を任命し、職員の健康管理を行う。	教職員の疲労やストレスの実態を把握し、自殺リスクの低下につなげる。	教育委員会 学校教育課 指導係								変更なし	各小中学校において、産業医等により教職員の健康管理・相談等を行い、教職員の健康管理に努めている。	当初の 予定通り 実施 できた	現状維持	実施を継続	
63	教職員メンタル ヘルス対策事業	・労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図る。	教職員の疲労やストレスの実態を把握し、自殺リスクの低下につなげる。	教育委員会 学校教育課 指導係								変更なし	各小中学校において、教職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図った。	当初の 予定通り 実施 できた	現状維持	実施を継続	
64	キャリア・スタート・ウィーク事業	職場実習体験を支援することで、望ましい勤労観、職業観を育てる。	職場体験を行う際に、就労問題やSOSの出し方等の教育を行う。	教育委員会 学校教育課 指導係								実施なし			廃止	文科省でH18～H20まで取り組んだものであり、その内容からは現在のいわき市の実態に沿わないものである。また、各校の実態に応じてキャリア教育に取り組んでいる実態もあるので、廃止でよい。	
65	アクティブ・ラーニング推進事業	児童生徒の主体的で対話的な深い学びを目的とした「アクティブ・ラーニング」の手法により、児童生徒やその友人が危機に直面した際に周囲などに援助を求める力を育成する。	主体的な行動の一環として、SOSの出し方を含めて教育を行う。	教育委員会 学校教育課 指導係								実施なし			廃止	現在、主体的・対話的で深い学びは授業改善の視点と捉えている。現在の学校現場で「アクティブ・ラーニング」の手法という捉えは馴染まず、一般的には使用されていない（学習指導要領改訂の際アクティブ・ラーニングは主体的・対話的で深い学びという捉えに変わっている）。SOSの出し方については他事業で行っており、また、本事業の概要と実施内容が学校現場の現状と沿わないので廃止でよいと考える。	
69	いわき市教職員の 多忙化解消に 向けた検討委員会 事業	学校や教職員の業務の見直しを推進し、教職員の多忙化解消を図る。	教職員の負担軽減、児童生徒への支援時間の確保のため、対策の検討を進める。	教育委員会 学校教育課								変更なし	教職員の業務削減や効率化、業務環境の改善をさらに進めるため、「いわき市小中学校業務改善方針」を全面改定、「いわき市立小中学校部活動運営方針」の一部改訂を行った。	当初の 予定通り 実施 できた	現状維持	実施を継続	
70	中学校部活動推進事業	中学校の部活動について、学校と地域住民等が継続的に連携できる体制を構築する。	地域住民等との負担の分割、複数の視点による子どもの様子の変化の把握に努める。	教育委員会 学校教育課 指導係								変更なし	部活動を地域住民等と連携して行うための体制づくり及び各小中学校における部活動担当教員の負担軽減のために「いわき市立小中学校部活動運営方針」の周知に努めた。	当初の 予定通り 実施 できた	現状維持	実施を継続	
82	・伝わる広報事業 ・電子広報推進事業 ・ソーシャルメディアを活用した情報発信事業 ・コミュニティFM放送事業	広報紙をはじめ、市公式ホームページ、SNS、FMいわきを活用した情報発信を実施。さらには記者会見などにより報道機関を活用した広報を実施する。	各種広報媒体を活用し、心の健康相談など相談窓口の案内や、自殺予防週間（9月）、県自殺対策強化月間（9月・3月）に合わせた自殺予防啓発に関する広報を実施する。	総合政策部 広報広聴課								変更なし	自殺対策強化月間の9月、3月に広報いわきへの記事掲載、市ホームページやラジオ、SNSでの情報発信を実施。	当初の 予定通り 実施 できた	現状維持	担当課との調整のうえ、9月、3月の自殺対策強化月間、自殺予防週間時は、広報いわき、いわき市ホームページやSNSでの情報発信を実施する。	

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			令和6年度 実施状況 (内容・変更点等)	令和6年度実施状況に関する 担当課の評価	達成度	事業の方向性・今後の展開		備考
				基本 1	基本 2	基本 3	基本 4	基本 5	重点 1	重点 2	重点 3						
86	学校図書館における関連書籍の紹介	学校図書館司書を配置し、学校図書館の利活用を図る。	教育委員会 総合教育センター 研修調査室				○					変更なし	9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間時に、「いのち」や「心の健康」をテーマにした展示や関連図書の特集を行い、児童生徒等に対する情報周知を図った。また、学校司書研修においても同様のテーマを扱った。	おおむね実施できた	現状維持	実施を継続	
90	健康・医療情報コーナー	平成30年6月に新設した総合図書館の「健康・医療情報コーナー」において、「こころの病気」に関する図書や保健所事業のパンフレットを設置し、市民へ情報提供を行う。	教育委員会 総合図書館 情報資料係				○					総合図書館内の「健康・医療コーナー」において、5月に「休養・休息」を、また10月に「こころ」をテーマにメンタルヘルス関連図書を展示するとともに、いわき市図書館HPに関連図書リストを掲載した。また関連部署等のパンフレットの設置を行った。	5月及び10月の展示となったが、関連図書の展示や関連部署等のパンフレットの設置を行うことにより、市民への情報提供を行い、自殺対策の啓発につなげることができた。	おおむね実施できた	現状維持	今後も図書館の蔵書・資料を活用し、「こころの病気」に関する図書や保健所等で実施している事業に関するパンフレットを設置することにより、市民への情報提供に努め、自殺対策の啓発につなげていく。	
91	消費者教育推進事業	「第二次いわき市消費者教育推進計画（R4～R8）」に基づき、学校、地域、家庭、職域等の様々な場において、消費者教育を受けることができる機会を創出する。	市民協働部 消費生活センター				○					実施内容に変更なし。 小中高校の講座受講者は51校・3,245人。 地域講座の受講者は23回・347人。	若年層や高齢者等に対して消費生活トラブルに係る注意喚起情報や対処方法などを啓発することにより、消費者被害の未然防止に資することができたと考える。	当初の予定通り実施できた	現状維持	今後も小中高校や地域の高齢者を対象に消費者教育の普及・啓発を実施する。	
92	消費生活相談業務	消費生活に関する相談や苦情の処理に関するを行う。	市民協働部 消費生活センター				○					実施内容に変更なし。 令和6年度の相談件数は2,190件。	衣食住などの消費生活全般に関する商品やサービスへの苦情・相談に対する問題解決のための助言等を実施することで、市民の安全・安心の確保や精神的安定が得られたと考える。	当初の予定通り実施できた	現状維持	消費生活全般に関する問い合わせや苦情に対する問題解決のための助言等を実施する。	
93	多重債務無料法律相談会	多重債務に関する相談または、これに類するものを解決するため、「いわき市多重債務無料法律相談会」を福島県弁護士会いわき支部の協力のもと、毎月第2・第4火曜日に実施している。また、12月は多重債務相談にあわせ、こころの健康相談と生活就労相談も実施している。	市民協働部 消費生活センター				○			○		実施内容に変更なし。 令和6年度の相談件数は78件。	借り入れ等の返済が困難な市民に対して弁護士が個々の状況に沿った適切な債務整理方法をアドバイスしたことで、市民の精神的負担の軽減や安定が得られたと考える。	当初の予定通り実施できた	現状維持	今後も福島県弁護士会いわき支部の協力により、借り入れ等の返済が困難な市民に適切な債務整理方法をアドバイスすることにより、市民の精神的負担の軽減や安定を図る。	
95	年金等相談業務	国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療に関する相談を受けに当たり、各種制度の手続きに関する説明を行う中で、相談に対応している。	市民協働部 国保年金課 国民年金係 調査給付係 国保税係 高齢者医療係				○			○		相談内容に応じて、担当課や関係機関との連携により、生活の不安解消につなげる。 (変更なし)	相談の場面で深刻だと思われるケースはなかった。	当初の予定通り実施できた	現状維持	これまで同様に実施。	

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			令和6年度 実施状況 (内容・変更点等)	令和6年度実施状況に関する 担当課の評価	達成度	事業の方向性・今後の展開		備考
				基本 1	基本 2	基本 3	基本 4	基本 5	重点 1	重点 2	重点 3						
96	人権擁護委員協議会補助金	公民館等で「人権に関する特設相談」を実施するほか、子どもの人権の紙芝居を用いた啓発事業を行っている「いわき市人権擁護委員協議会」に補助金を交付する。	子どものいじめ防止、子どもの人権向上に向けた取組の促進を図る。	市民協働部 男女共同・多文化共生センター			○	○				人権擁護委員協議会に対して、活動の財源となる補助金を交付し、「人権特設相談所の開設」(年2回)や、小中学校における人権教室(58校、延べ2,695名)などを実施。	人権擁護委員協議会は、各種啓発活動を通して市民の自由人権思想の普及、高揚を図るという重要な役割を果たしている。	当初の予定通り実施できた	現状維持	今後も引き続き、補助金を通じて活動を支援していく。	
114	労働相談	労働者の就労環境と生活の安定を図る窓口として労働福祉会館内に「いわき市労働問題相談所」を設置している。	相談者から雇用条件や労働環境等様々な相談を受ける中で、必要に応じて担当課や関係機関につなげる。	産業振興部 産業ひとつくり課			○				○	令和6年度中は、18件の相談あり、相談内容に応じ各関係機関につないだ。	労働者の就労環境と生活の安定に寄与した。	当初の予定通り実施できた	現状維持	令和7年度においても、指定管理者が継続して事業を実施している。	
115	いわき市職員メンタルヘルス対策事業	職員のメンタルヘルス対策として、職員のストレスチェックや職場巡視、相談事業、管理職・一般職員への研修等を行う。	職員のメンタルヘルス対策として、職員のストレスチェックや職場巡視、相談事業、管理職・一般職員への研修等を行う。	総務部 人材育成支援課			○				○	変更なし	メンタルヘルス研修、ストレスチェック等を適切な時期に実施し、メンタルヘルスに対する意識の向上が図られた。	当初の予定通り実施できた	現状維持	1 ストレスチェックの実施 2 各機関(安全)衛生委員会等による職場巡視 3 相談事業の実施 ①健康相談員による職員健康相談 ②臨床心理士による心の健康相談事業 ③長時間勤務者に対する面接指導 ④新規採用職員に対する個別面談 ⑤外部の専門機関における相談窓口の設置 4 復職支援員の配置 5 試し出勤準備プログラムの実施 6 管理職及び一般職員を対象とした研修 7 職員ポータルを活用した2か月に一度のメンタルヘルス関連情報の提供 8 ハラスメント対策研修の実施	
126	タブレット端末を活用した相談窓口の周知	児童生徒に1人1台配備されたタブレット端末を活用した相談窓口の周知を進める。	児童生徒のSOSを早期に把握し、適切な支援につなげるためタブレット端末を活用し、児童生徒の心身の状況把握や教育相談を行う。	教育委員会 学校教育課			○					変更なし	各学校において「困りごと調べ」等を行う際に、タブレット端末を活用し、個人情報を保護しつつ、児童生徒の心身の状況を素早く把握し、教育相談を行うことができた。	おおむね実施できた	現状維持	実施を継続する。	
127	SNSを活用した相談	国や県で実施しているLINEなどのSNSを活用した相談先の周知を図る。	こころの健康や病気、自殺念慮に対する相談窓口として、国や県等が実施しているSNSを活用した相談窓口を周知し、自殺予防につなげる。	保健福祉部 保健所地域保健課			○					市公式ホームページにて相談先を周知。また、健康教育・講演会や啓発動画の配信、自殺予防街頭キャンペーン等でSNSを活用した相談窓口の周知も行った。	こころの健康や病気、自殺念慮に対する相談窓口を周知し、自殺予防の一助となっていると思われる。	おおむね実施できた	現状維持	継続実施していく。	
128	いわき地域若者サポートステーション	働くことに悩みを抱えている15歳から49歳までの者に対し、専門的な相談、コミュニケーション訓練などに、就労に向けた支援を行う。	学校卒業または中退後働いていない、あるいは離職後一定期間無業の状態にある若年者の職業的自立を支援する。	産業振興部 産業ひとつくり課			○					就職相談や履歴書添削、面接練習など、若年者の職業的自立に向けて総合的な支援を実施した。	働くことに悩みをかかえている若年者が職業的に自立するための一助となった。	当初の予定通り実施できた	現状維持	引き続き若年者への支援を継続していく。	

事業名		事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			令和６年度 実施状況 (内容・変更点等)	令和６年度実施状況に関する 担当課の評価	達成度	事業の方向性・今後の展開		備考
					基本 1	基本 2	基本 3	基本 4	基本 5	重点 1	重点 2	重点 3						
129	教職員の働き方 改革事業	教職員の負担軽減、児童生徒への支援時間の確保のため、対策の検討を進める。	時間に対する意識改革と校務の情報化により長時間勤務の状況を改善する。	教育委員会 学校教育課				○					変更なし	統合型公務支援システムを活用し、教職員の勤務時間を把握、指導助言することにより、教職員の勤務時間に対する意識を向上することができた。	当初の 予定通 り実施 できた	現状維持	実施を継続する。	
143	自殺予防に関する啓発	こころの健康や自殺対策、相談窓口の周知を図る。	講演会や啓発動画の配信、自殺予防街頭キャンペーン等で啓発を行う。	保健福祉部 保健所地域保健課				○					自殺予防講演会 若年層向け1回、 啓発動画 3本作成・配信 ①女性向け対話型動画 ②若者向け 2本 自殺予防該当キャンペーン イオンモールいわき小名浜で実施	若年層向け自殺予防講演会では約92%（44/48）、街頭キャンペーンでは約83%（116/140）がゲートキーパーについて「知らない」と回答。知らない対象に対して、認知度を挙げる活動を実施できたと評価できる。	おおむね実施 できた	現状維持	動画の普及方法について検討。ゲートキーパーや地域の相談先の認知度を挙げるために継続して講演会、街頭キャンペーンなど継続して実施する。	
152	働き盛り世代向け出張メンタルヘルス講座	働き盛り世代は職場や家庭において重要な位置を占め、心理的・社会的に負担を抱え心の健康を損ないやすい世代である。自殺を選択する状況に追い込まれる前に、心の危機に陥ったサインを知り、心身のケアの知識を身に着けることを目的に講座を実施する。	働き盛り世代が、職場や家庭での過度なストレスにより自殺を選択する状況に追い込まれる前に、心の危機のサインを知り心身のケアの知識を身につけることを目的とする。	保健福祉部 保健所地域保健課 精神保健係				○	○			○	4回、延べ95名に実施。心理士の予算措置は2回分のみのため、2回は保健所保健師が実施。	「悩みを抱えている従業員への対応のコツが分かった」 「気持ちよく仕事をするためにも休日のリフレッシュが大切だと思った」との感想があり、心身のケアの知識の普及に繋がったと思われる。	当初の 予定通 り実施 できた	現状維持	企業・事業所からの自発的な申し込みが少ないため、周知方法を検討し、継続実施する。	

市自殺対策計画生きる支援関連施策調査票（各課における自殺対策の取り組みについて）

資料 2

基本施策 1： 地域におけるネットワークの強化
基本施策 2： 自殺対策を支える人材の育成
基本施策 3： 市民・企業等への啓発と周知
基本施策 4： 生きることの促進要因への支援
基本施策 5： 子ども・若者の命を大事にする意識の向上に向けた教育

重点施策 1： 高齢者を対象とした自殺対策の推進
重点施策 2： 生活困窮者を対象とした自殺対策の推進
重点施策 3： 就労者自殺対策の推進

…複数課で実施している事業 …実施不十分・評価なし・見直しの事業

基本施策 4
生きることの促進要因への支援

事業名		事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			令和 6 年度 実施状況 (内容・変更点等)	令和 6 年度実施状況に関する 担当課の評価	達成度	事業の方向性・今後の展開		備考
					基本 1	基本 2	基本 3	基本 4	基本 5	重点 1	重点 2	重点 3						
1	母子保健コン シェルジュ・子 育てコンシェル ジュサービス 事業	主に妊娠中、育児中、いわき市 で子育てを考えている者に対 し、家庭の状況に応じた施設や サービスを案内する。	相談員（母子保健コン シェルジュ・子育てコン シェルジュ）を対象に、 自殺のリスクや支援のポ イント等に関する研修を 実施する。また、相談者 の様子、変化を把握し、 必要に応じて担当課や関 係機関につなげる。	こどもみらい 部 こども政策課 こども企画係				○					変更なし	必要に応じて担当課や関係機関につ なげた。	おおむ ね実施 できた	現状維持	引き続き、相談者の様子、変化を把 握し、必要に応じて担当課や関係機 関につなげる。	
2	児童扶養手当支 給事業	ひとり親世帯の児童等が養育さ れている世帯の生活の安定と自 立促進のため、経済的支援を行 う。	生活の安定を図ること で、自殺リスクの低下に つなげる。	こどもみらい 部 こども家庭課 家庭支援係				○	○				令和 6 年 11 月分より、第 3 子 以降の加算額を引き上げると ともに、受給資格者の所得制 限限度額の引き上げを行っ た。	第 3 子以降の加算額を引き上げや受 給資格者の所得制限限度額の引き上 げにより、生活の安定に寄与するよ う努めた。	おおむ ね実施 できた	現状維持	引き続き、事業の実施を継続する。	
3	ひとり親家庭高 等職業訓練促進 給付金等支給事 業	母子家庭の母や父子家庭の父 が、就職する際に有利であり、 生活の安定につながる資格を取 得するため、養成機関において 修学する場合に、その修業する 期間について「高等職業訓練促 進給付金」を支給するととも に、養成機関への入学時におけ る負担を考慮し「高等職業訓練 修了支援給付金」を修了後に支 給することで、修学期間におけ る生活の負担の軽減による資格 取得の支援を行う。	生活の安定を図ること で、自殺リスクの低下に つなげる。	こどもみらい 部 こども家庭課 家庭支援係				○	○				新規に給付金を請求する者の 前年の所得が所得制限限度額 を上回っている場合にも、 前々年の所得が所得制限限度 額以内であれば、支給すること とした。 現に給付金を受けている者 についても同様の所得要件と した。	令和 5 年度においては新規受給者 数が増加したが、令和 6 年度の新規 受給者数は横ばいとなり、当初見込 みとほぼ同程度となった（△1 名： 当初見込 21 名⇒実績 20 名）。	おおむ ね実施 できた	現状維持	事業の周知を図りながら、実施を継 続することとする。	
4	ひとり親家庭自 立支援教育訓練 給付金	ひとり親世帯の家計の担い手が 就労に繋がる教育訓練講座を受 講した場合に、その費用の一部 に対し「自立支援教育訓練給付 金」を支給することで、母子家 庭の母や父子家庭の父による、 就労に向けた主体的な能力開発 に関する取組を支援する。	生活の安定を図ること で、自殺リスクの低下に つなげる。	こどもみらい 部 こども家庭課 家庭支援係				○	○				所得制限を撤廃した。	事業の周知不足等により、受給者 数が当初の見込みよりも大幅に下 回ってしまった（△4 名：当初想定 9 名⇒実績 5 名）。	実施は 不十分 だった	現状維持	事業の周知を図りながら、実施を継 続することとする。	
5	母子父子寡婦福 祉資金貸付事業	母子家庭、父子家庭、父母のい ない児童及び寡婦等に対し、資 金の貸し付けを行い、経済的自 立と生活意欲の助長を図る。	生活の安定を図ること で、自殺リスクの低下に つなげる。	こどもみらい 部 こども家庭課 家庭支援係				○	○				変更なし	ひとり親世帯等に生活資金や修学資 金等の貸付を行い、経済的自立と生 活意欲の向上がはかられている。	当初の 予定通 り実施 できた	現状維持	実施を継続。	
6	母子父子寡婦福 祉資金貸付事業 協力員	母子父子寡婦福祉貸付金の返済 がない世帯に対し、自宅等へ訪 問等を行い、収納及び償還指導 業務を行う	生活の安定を図ること で、自殺リスクの低下に つなげる。	こどもみらい 部 こども家庭課 家庭支援係				○	○				変更なし	貸付金の償還事務を推進しており、 ひとり親世帯の自立促進の一助と なっている。	当初の 予定通 り実施 できた	現状維持	継続して協力員を配置する。	

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			令和6年度 実施状況 (内容・変更点等)	令和6年度実施状況に関する 担当課の評価	達成度	事業の方向性・今後の展開		備考
				基本1	基本2	基本3	基本4	基本5	重点1	重点2	重点3						
7	母子・父子自立 支援員運営費	母子・父子家庭の生活相談や貸付相談業務にあたるとともに、潜在ひとり親家庭の早期発見と若年母子世帯の把握に努めている。	生活の安定を図ること で、自殺リスクの低下につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 家庭支援係					○	○		変更なし	市内2地区保健福祉センターに母子・父子自立支援員を配置している。ひとり親等の自立に向けて就労等に関する助言や職業訓練給付金の手続きの補助などを行い、困窮世帯や就労希望世帯等の支援にあたっている。	当初の 予定通 り実施 できた	現状維持	継続して支援員を配置する。	
8	家庭児童相談室 運営費	家庭における児童の養育等の問題について相談を受けるため、地区保健福祉センターに5室を設置。相談室には、専門の相談員を置いて、児童のしつけ、家庭の問題等、比較的軽易な問題について相談・指導を行っている。	生活の安定を図ること で、自殺リスクの低下につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 家庭支援係					○	○		相談件数 年間1,058件（延べ） 変更点はなし	令和6年4月に母子保健と児童福祉の相談支援機能を一体的に運営する「こども家庭センター」を地区保健福祉センター内に設置した。緊急性が高いケースは、統括支援員を中心に、ケースワーカー、保健師等と連携し多職種で対応できる体制を整えている。	おおむね実施 できた	現状維持	引き続き、事業の実施を継続する。	
9	産前・産後ヘルパー派遣事業	妊娠・出産・育児期に心身の不調等により子どもの養育等に支障があり、養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師などがその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うほか、必要に応じて育児・家事援助のためのヘルパーを派遣する。	産後うつや児童虐待の防止に向けて、家庭の状況を把握し、必要に応じて、担当課や関係機関につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 家庭支援係					○			年間利用世帯：20世帯 変更点はなし	保健師が保護者から育児のサポート体制等を聞き取りし、虐待予防的な観点から、特に支援が必要な世帯に対しヘルパーを派遣し、育児等の負担軽減に努めた。	おおむね実施 できた	拡充	事業の拡充を検討する	
10	乳幼児発達医療 相談会	乳幼児健康診査等の結果、心身の正常な発育・発達に関して諸問題を有しており、将来、精神・運動発達面等において障がい来すおそれのある児を早期に把握し、適切な指導を行う。また今後の援助方針を決めることにより、その健全な発育・発達を促進する。	保護者の負担軽減や生活の安定に向けて、必要に応じて、担当課や関係機関につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター					○			1 実施回数 18回 2 相談者数 実60人 3 変更点 なし	本相談の結果、福祉介護係、療育施設、医療機関へ紹介し連携が図られ、また、保護者が適切な関わり方や発達を理解することで健全な発達を促すことができている。	当初の 予定通 り実施 できた	現状維持	引き続き、事業の実施を継続する。	
11	発音とことばの 相談会	構音の問題や言葉の遅れ等精神発達面で問題があり、支援を要する幼児に対して専門相談を実施し、適切な援助等を行うことでその健全な発達を促進する。	保護者の負担軽減や生活の安定に向けて、必要に応じて、担当課や関係機関につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター					○			1 実施回数 8回 2 相談者数 実20人 3 変更点 なし	相談会にて専門相談員から児の発達評価と支援方法についての助言を受けることで、保護者が児の発達を理解し、適切な訓練や支援等に繋がるきっかけとなった。	当初の 予定通 り実施 できた	現状維持	引き続き、事業の実施を継続する。	
12	園児のためのこ ども発達相談会	市内保育所（園）、幼稚園に在籍する発達障がいやその疑いのある児、及び長期療養児に対し、個々の発達、発育に応じた助言指導、情報提供を行うことで児の健全な発達を促進させる。	保護者の負担軽減や生活の安定に向けて、必要に応じて、担当課や関係機関につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター					○			1 実施回数 18回 2 相談者数 実124人 3 変更点 なし	保護者と児の所属園の両者が相談会に参加し、助言を受けることで、不安と支援方法を共有し、子ども及び保護者を支える関係づくりの一助となった。	当初の 予定通 り実施 できた	現状維持	引き続き、事業の実施を継続する。	
13	発達支援おやこ 教室事業	乳幼児健診等で経過観察が必要と判断された幼児を対象に、小集団での遊びや活動を提供することで健やかな発達を促すとともに、保護者に対して、子どもの成長発達を理解し適切な関わり方ができるよう支援する。また、関係機関と連携を図りながら、保護者に情報提供することで、適切な社会資源に結び付ける。	保護者の負担軽減や生活の安定に向けて、必要に応じて、担当課や関係機関につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター					○			1 実施回数 18回 2 参加者数 延86人 3 変更点 なし	小集団の場を経験することで、保護者が児の発達特性に気づくとともに適切な対応を学ぶことができ、また児にあった就園先や療育など適切な社会資源につながる事ができている。	当初の 予定通 り実施 できた	見直し	※令和7年度から当事業はあそびの広場に移行し、あそびの広場にスキルアップ相談事業を新たに開催する。 (1)支援機関の拡充によりおやこ教室を通さず、発達支援、家族支援、地域支援の機能を持つ児童発達支援につながる児が増えた。 (2)あそびの広場に、子育てスキルが身につく個別の相談事業を組み合わせることで、おやこ教室でのニーズにも充分な対応ができる。	

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			令和6年度 実施状況 (内容・変更点等)	令和6年度実施状況に関する 担当課の評価	達成度	事業の方向性・今後の展開		備考
				基本 1	基本 2	基本 3	基本 4	基本 5	重点 1	重点 2	重点 3						
14	発達障がい児等 ペアレントト レーニング事業	①発達障がいまたは疑いのある 子どもを養育中の保護者が、子 どもの行動を理解し、その特性 に合わせた対応を身に付けるこ とで、親子関係の改善や子育て への自信につなげる。 ②保護者が、同じような悩みを 持つ保護者の存在を知り、悩み を共有することで、子育ての孤 立・負担感を減らす。	保護者の負担軽減や生活 の安定に向けて、必要に 応じて、担当課や関係機 関につなげる。	こどもみらい 部 こども家庭課 子育てサポ ートセンター								1 実施回数 5回 2 参加者数 延42人 3 変更点 なし	ペアレントトレーニング参加後アン ケートでは、子どもの保護者が子育 ての自信、保護者自身のストレスに おいてポジティブな変化や対応技術 の向上が認められ、2次障害の予防 に効果的である。 また、他保護者と子どもとの関わり 方の困り感を共有することで、ピア カウンセリング的效果がみられ た。	当初の 予定通 り実施 できた	現状維持	引き続き、事業の実施を継続する。	
16	母子（親子）健 康手帳交付	妊娠の届出をした者に対して、 母子（親子）健康健康手帳を交 付する。 母子（親子）健康健康手帳 は、母と子の一貫した健康管理 と健康の保持増進に役立てるこ とを目的としている。	母子（親子）親子健康手 帳交付時に本人や家族の 状態を把握し、必要に応 じて関係機関につなげ る。	こどもみらい 部 こども家庭課 母子保健係								7地区保健福祉センターにおい て、母子保健コンシェルジュ および保健師が全数面接によ り交付。 交付件数：1,523件。 変更点なし。	対面での交付を実施し、体調やサ ポート状況等をアセスメントし、早 期に介入が必要なケースを把握し支 援につなげることができていた。	当初の 予定通 り実施 できた	現状維持	現在の交付を継続。	
17	いわきネウボラ (出産・子育て 総合支援事業)	妊娠期から子育て期にわたるま での切れ目のない支援を行うた めの支え合いの仕組みを構築 し、運営する。	参加者の様子、変化を把 握し、必要に応じて関係 機関につなげる。	こどもみらい 部 こども家庭課 母子保健係								7地区保健福祉センターに母子 保健コンシェルジュ配置し、 妊娠届出時に面接を実施し伴 走型支援を提供。妊娠期から 子育て期にわたる相談等及び 支援プランを作成し、ハイリ スク者にはサポートプランを 作成し、関係機関と連携を図 りながら支援を行った。相談 件数5,628件、サポートプラン 初回123件、2回目以降20件。	令和6年度から家庭センター設置に伴 い、母子保健機能として妊娠早期か ら産前産後、子育て期にわたって切 れ目のない支援を提供。また複合的な 問題を抱えた要支援者については児 童福祉と連携をはかりながら必要な 支援につなげた。	おおむ ね実施 できた	現状維持	サポートプランについて、関係機関 と連携できるツールとして活用の幅 を広げていく。また母子保健分野で キャッチした要支援ケースについ て、支援が切れ目なく提供できるよ う引き続き児童福祉と連携を深めて いく。	
18	乳幼児訪問事業	育児不安の軽減や育児指導のた め、保健師が家庭訪問を行う。	本人や家族の様子を把握 し、必要に応じて関係機 関につなげる。	こどもみらい 部 こども家庭課 母子保健係								新生児、乳幼児の発育、栄 養、生活環境、疾病予防等育 児上必要な事項について、家 庭訪問の上、適切な指導を実 施し、妊娠期から包括的に継 続支援を行っている。実283件 延459件	ハイリスク妊産婦が増加している。 妊娠早期から家族や医療機関と連携 をはかり早期から支援が提供できて いる。	当初の 予定通 り実施 できた	現状維持	同内容で継続	
19	母子健康相談	保護者や乳幼児の健康の保持増 進のため、育児に関する相談に 応じ、育児不安の解消・保護者 同士の交流を図るとともに、健 診の事後フォローの必要な児に 対し適切な支援を行う。	本人や家族の様子を把握 し、必要に応じて関係機 関につなげる。	こどもみらい 部 こども家庭課 母子保健係								市内各地で151回実施。 相談人数（延べ）3959人 変更点なし。	乳幼児の発育発達に係る相談や、保 護者の育児等の相談に応じることが できた。	当初の 予定通 り実施 できた	現状維持	同内容で継続	
20	ハイリスク児・ 未熟児等訪問指 導	フォローアップを要する乳児等 に対し、家庭訪問を行い早期か ら適切に継続的に、個々の生活 に密着した個別支援を行うこと で、児の健康の保持増進・養育 支援に寄与することを目的に実 施。	保護者の負担軽減や生活 の安定に向けて、必要に 応じて、担当課や関係機 関につなげる。	こどもみらい 部 こども家庭課 子育てサポ ートセンター								1 訪問指導件数 ・地区保健福祉センター 44件 ・子育てサポートセン ター 13件 ・委託助産師等 43件 ○合計○ 100件 2 変更点 なし	ハイリスク妊産婦票、いわきっ子健 やか訪問事業等で把握した支援が必 要な家庭へ専門職が訪問し、適切な 養育が行われるよう支援を行った。	当初の 予定通 り実施 できた	現状維持	同内容で継続	

事業名		事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			令和6年度 実施状況 (内容・変更点等)	令和6年度実施状況に関する 担当課の評価	達成度	事業の方向性・今後の展開		備考
					基本1	基本2	基本3	基本4	基本5	重点1	重点2	重点3						
21	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師・助産師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行う。	保健師を対象に、自殺のリスクや支援のポイント等に関する研修を実施する。また、本人や家族の様子を把握し、必要に応じて関係機関につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 母子保健係				○					養育を支援することが必要と認められる乳幼児と保護者に対し、養育が適切に行われるよう、相談、指導、助言その他必要な支援を行う。 委託 実17件 延17件 直営 実296件 延500件	母の産後うつについても医療機関と情報共有をしながら見守り支援ができている。母子手帳交付時やいわきっ子訪問等で、母子のアセスメントを行い、当事業につなげ必要な母子へ支援の介入ができています。	当初の予定通り実施できた	現状維持	同内容で継続	
22	子育て応援プログラム「子育てスキル講座」	発達面で軽度の遅れや偏りを持つ子どもの保護者は、子育てに困難さを感じることが多く、保護者が不安や負担感を抱え続けると不適切な養育へのリスクが高まり、子どもの発達に対しても悪影響を与えることが推測されることから、子育てへの不安・負担感を減らすことを目的とする。	保護者の負担軽減や生活の安定に向けて、必要に応じて、担当課や関係機関につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター				○					1 実施回数 3回 2 参加者数 延15人 3 変更点 なし	講座参加後アンケートでは、子どもの保護者が子育ての自信、保護者自身のストレスにおいてポジティブな変化や対応技術の向上が認められ、2次障害の予防に効果的である。	当初の予定通り実施できた	現状維持	引き続き、事業の実施を継続する。	
23	いわきっ子健やか訪問事業	新生児、乳幼児の発育、栄養、生活環境、疾病予防等育児上必要な事項について、家庭訪問の上、適切な指導を実施し、更に異常の早期発見、治療等について助言し、家庭内で育児が円滑に行えるよう指導する。	保健師を対象に、自殺のリスクや支援のポイント等に関する研修を実施する。また、本人や家族の様子を把握し、必要に応じて関係機関につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 母子保健係				○					変更点なし 令和6年度 訪問実施率99.6%	当事業の従事者向け研修会を毎年開催し、併せて効果的な訪問事業の在り方について情報交換を行い、質の確保に努めている。訪問実施率も維持できている。	当初の予定通り実施できた	現状維持	同内容で継続	
24	地域子育て支援拠点事業（プレイルーム開放）	交流スペースを開放し、親子が自由に遊べる雰囲気の中で親子のふれあいや子育て中の親子同士の交流を図る。また、親子や子ども同士でできる遊びを提供したり子育て相談をおこなうことで、育児の孤立化を防ぎ、育児不安の軽減・解消を図る。	参加者の様子、変化を把握し、必要に応じて関係機関につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター				○					1 開放日 週3回 (月・水・金) 2 稼働日数 142日 3 利用者数 延1,918組 4 変更点 なし	親子のふれあいや親同士の関りが広がり、子育てについての情報交換等、保護者同士の交流を図る場所になっている。また、子どもを遊ばせながら、スタッフに気軽に子育て相談ができるので、保護者の育児不安の軽減、解消に役立っている。	当初の予定通り実施できた	現状維持	引き続き、事業の実施を継続する。	
25	産後ケア事業	家族等からの産後の家事、育児等の支援が十分得られない産婦と乳児を対象に、委託助産所において、心身のケアや育児サポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保することを目的とする。利用料は一部自己負担となる。	本人や家族の様子を把握し、必要に応じて関係機関につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 母子保健係				○					宿泊ケア 延26人 通所ケア 延日数283日 令和6年度より、市内助産院1か所委託追加、県助産師会とも委託契約し県内里帰り利用者への対応も実施。	「産後の体調回復」や「授乳支援」「育児の助言」を希望して利用している。利用者の25%が「満足」、75%が「大満足」と回答しており、不安の軽減につながっている。今後委託施設を確保していく。	当初の予定通り実施できた	拡充	令和7年度から委託施設を1か所（医療機関）増やして実施。	
26	産前・産後サポート事業	妊産婦の抱える妊娠・出産・子育ての不安や疑問等に対し、身近な場所で気軽に助産師に相談するとともに、地域で妊産婦同士の交流を図る。	本人や家族の様子を把握し、必要に応じて関係機関につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 母子保健係				○					市内5会場にて、32回開催。事前予約制。 個別相談やミニ講話を実施。	アンケートでは99%が「参加してよかった」と回答し参加者の満足度は高く、妊娠期の不安の軽減につながっている。	おおむね実施できた	見直し	令和7年度から市内4会場で実施。講話内容を一部変更。	
27	小児慢性特定疾病医療費支給認定	小児慢性特定疾病医療費の対象となっている疾患のある児童の支給認定を行う。	申請時の保護者の様子を把握し、保護者の負担軽減や生活の安定に向けて、必要に応じて、担当課や関係機関につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 母子保健係				○					助成患者数 344人 助成認定件数 3,381件 公費負担額 66,264,949円	医療費助成により、患者家族の経済的負担を軽減するとともに、相談支援、交流支援等を行う事業所と連携し、疾患に対する不安等の軽減を図った。	おおむね実施できた	現状維持	患者家族に対する経済的、心理的支援を継続する。	

事業名		事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			令和6年度 実施状況 (内容・変更点等)	令和6年度実施状況に関する 担当課の評価	達成度	事業の方向性・今後の展開		備考
					基本 1	基本 2	基本 3	基本 4	基本 5	重点 1	重点 2	重点 3						
28	女性相談	社会的又は家庭的に女性の福祉を阻害するおそれのある問題並びに女性の持つ生活上の問題について相談を受け、指導・助言を行う。	結婚や離婚問題、男女関係、夫や恋人からの暴力などの相談を受け、生活の援護、就職の助成等について関係機関と連携し支援する。	こどもみらい部 こども家庭課 家庭相談係									年間相談件数：877件 変更点はなし	市内2地区の保健福祉センターに女性相談員を配置し、家庭不和や離婚、DV被害等の相談を受けている。 緊急避難を要する場合は、警察、民間支援団体、県女性のための支援センターと連携して対応した。	おおむね実施できた	拡充	令和6年4月に制定された「女性支援新法」に基づき、困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに寄り添い、切れ目のない支援を行っていく。 令和7年度より女性相談支援員をこども家庭課に集中配置済であるが、相談件数の増加に伴う体制の拡充も検討していく。	
29	配偶者暴力相談支援	配偶者等からの暴力に関する相談対応及び被害者の保護を行う。	当事者の心身の負担の軽減を図る。また、必要に応じて担当課や専門機関につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 家庭相談係									変更点はなし	緊急避難を要する場合は、警察、民間支援団体、県女性のための支援センターと連携して対応した。	おおむね実施できた	新規	令和7年4月1日付で、DV相談窓口として、こども家庭課内に「配偶者暴力相談支援センター」を設置した。証明書の発行等、迅速な対応をとれる体制を整備した。	
30	子ども家庭総合支援拠点運営費	子どもとその家庭及び妊婦等を対象として、実情の把握や子ども等に関する相談対応、必要な調査等を行う拠点（機能）を、各地区保健福祉センター及びこども家庭課に設置。関係機関との連携を図りながら、児童虐待の予防や早期発見、対応に努めている。	当事者の状況を把握し、問題解決に向け、必要に応じて担当課や専門機関につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 家庭相談係									変更点はなし	令和6年4月に母子保健と児童福祉の相談支援機能を一体的に運営する「こども家庭センター」を地区保健福祉センター内に設置した。 複合的な課題を抱える世帯については、統括支援員を中心に、ケースワーカー、保健師等と連携し多職種で対応できる体制を整えている。	おおむね実施できた	現状維持	引き続き、事業の実施を継続する。	
31	ヤングケアラー支援体制強化事業費	ヤングケアラーコーディネーターの配置をはじめ、福祉、介護、教育等の各分野の関係機関が緊密に連携し、ヤングケアラーの早期発見及び必要な支援につなげるための体制整備や支援の強化を行う。	当事者の心身の負担の軽減を図り、必要に応じて担当課や専門機関につなげる。	こどもみらい部 こども家庭課 家庭相談係									・ヤングケアラー支援世帯：7世帯 ・ヤングケアラー支援講習会（教職員向け/医療従事者向け）2回開催 ・市民向けヤングケアラー講演会：1回	ヤングケアラー支援の認知度の向上のため、市民向け、関係機関向けの研修会の開催、リーフレット配布による情報発信を行い、潜在するヤングケアラーの早期発見に努めた。 家事支援訪問ヘルパー派遣事業を実施し、ヤングケアラーの負担軽減を図った。	おおむね実施できた	現状維持	令和7年度は、小学生を対象にアンケート調査を行い、ヤングケアラーの実態調査を行う	
32	さきがけ！男の料理塾	高齢者男性を対象とし、管理栄養士による講義や実習を通じて栄養バランスや正しい食生活についての知識を学ぶことで低栄養や偏食を防止するとともに、仲間との交流を通じて新たなつながりのきっかけとなる料理教室を行う。	調理実習を通し、栄養や健康に関心をもってもらうとともに、参加者同士の交流を通じて、新たなつながりのきっかけとする。	保健福祉部 地域包括ケア推進課									計3回実施。 計27名参加。	全8回のコースのため、調理にかかわる知識や技術の習得は概ね達成できていると考えている。 また、令和6年度より、卒業生を対象とした「だいごころ倶楽部」を全6回開催した。 高齢男性が食に興味を持ち、調理を習慣にする動機付けやコース終了後の社会参加に繋げる仕組みづくりの検討が必要。	おおむね実施できた	現状維持	引き続き、卒業生を対象とし調理や社会参加の継続、自主グループ化を図ることを目的とした卒業生のつどいを開催する。また、同窓会を開催することで、参加者同士の交流や健康に関する情報提供を行い、調理頻度の向上などフォローアップを行っていく。	
33	配食サービス事業	調理困難なひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯及び障がい者に対して、栄養バランスに考慮した食事を訪問により提供しながら、定期的に安否を確認する。	配食時に対象者の安否確認を行い、支援が必要な対象者を把握した場合は、関係機関と連携を図り、必要な支援に繋げていく。	保健福祉部 地域包括ケア推進課									利用人数：1,926名 利用食数：248,562食	配食サービスを提供することにより、栄養バランスが図られるだけではなく、安否確認により、高齢者の孤独感の解消が図られている。	おおむね実施できた	見直し	利用者が年々増加し、需要の伸びが見込まれる一方で、事業に係る財源の確保に課題があったこと、また、民間事業者の配食サービスが充実してきていることを踏まえ、事業の見直しを実施した。	
				保健福祉部 障がい福祉課 支援係									変更なし	食事の調理が困難な方に食事の配達を行うとともに、生活状況の把握を行った。	当初の予定通り実施できた	現状維持	実施を継続する。	

事業名		事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			令和6年度 実施状況 (内容・変更点等)	令和6年度実施状況に関する 担当課の評価	達成度	事業の方向性・今後の展開		備考
					基本 1	基本 2	基本 3	基本 4	基本 5	重点 1	重点 2	重点 3						
34	つながる・いわき事業	高齢者や高齢者を支える多くの方々が、各地域の日々の活動をさらに知り、つながることができる体制をつくるため、「地域ポータルサイト」を構築・運用するほか、紙媒体を発行するなど、様々な媒体を通じて普及啓発を行う。	Web・紙・イベントなど、様々な媒体を通して、生き生きと活動する高齢者の取組みや、高齢者を取り巻く課題などを発信することにより、より多くの方々が共有し、「我が事」となるような情報発信を行うことで生きる支援に繋げていく。	保健福祉部 地域包括ケア推進課				○	○				ポータルサイト PV数：29,632回 Facebook アクセス数：7,176回	Web・紙・イベントの開催などを通じて、生きがいを持って、いきいきと活動する方の姿やそれらを普及啓発する取組みを発信し、高齢者を取り巻く課題などを「我が事」と捉えられるよう取り組んだ。	おおむね実施できた	現状維持	今後も、地域でいきいきと活躍する高齢者や支援者の姿、またはその取組みを発信できるよう情報収集に努める。	
35	地域包括支援センター運営事業	高齢者が住み慣れた地域でできるだけ生活を継続することができるよう、生活の安定のために必要な支援を包括的に行う地域の中核機関である地域包括支援センターを運営するもの。	高齢者等の総合相談業務を行う中で、日常生活が困難な高齢者や介護の負担が大きい家族介護者等の情報を把握したときは、関係機関につなぎ、課題の解消を図る。	保健福祉部 地域包括ケア推進課					○	○			総合相談対応件数：5,325件	総合相談事業を通じ、日常生活が困難な高齢者や介護の負担が大きい家族等の情報を把握したときは、必要な情報を提供する、関係機関につなぐなどにより、課題の解消を図ることができた。	当初の予定通り実施できた	現状維持	必要に応じて関係機関と連携を取りながら、多職種によるチームでアプローチしていく。 重層的支援体制を構築する支援機関として、相談支援機関との情報共有を図り、複合的な課題を抱える世帯等に対する包括的な支援の一端を担う。	
37	つどいの場創出事業	高齢者を主とした地域住民の集まる場である「つどいの場」が地域住民によって主体的継続的に運営され、また、新たなつどいの場が地域に創出されるよう、各地区につどいの場コーディネーターを配置し、支援する。	つどいの場は、高齢者の社会参加及び介護予防の場として、地域住民主体の運営により市内全域で実施されており、支援が必要な参加者を把握した場合には、関係機関と連携を図る。	保健福祉部 地域包括ケア推進課	○			○		○			つどいの場団体：372団体 参加者数：6,139名	気象状況等の影響により、休止や活動の制限を受けた団体があった。 地域住民が主体となって、参加者にとって魅力的なプログラムを組み、継続的に参加者が増加するよう取り組みが必要。 つどいの場の運営を行うサポーターを増やす取り組みが必要。 つどいの場の存在しない空白地域において、新たなつどいの場を立ち上げる取組みの整備が必要。	おおむね実施できた	現状維持	地域住民が主体となって、介護予防につながるプログラムを策定できるよう支援する。 団体の参加者の高齢化が進んでおり、団体代表者や団体のサポートを行う人材が不足しているため、人材の掘り起こし等、課題に取り組む。 空白地帯を把握するとともに、区長などと連携を取りながらつどいの場を立ち上げる。 また、高齢者のみならず、誰もが参加できる地域の居場所として、発展・拡充させていく必要がある。	
38	住民支え合い活動づくり事業	地域住民等が主体的に近所の困りごとを地域で支え合う住民主体型の生活支援サービス事業の創出と提供体制の構築を図る。生活支援コーディネーターを配置し、 地域住民による活動団体（第3層協議体）の立ち上げや活動の継続を支援する。	地域住民等が、高齢者・障がい者などの見守りなどを行う中で、日常生活が困難な高齢者や介護の負担が大きい家族介護者等の情報を把握したときは、関係機関につなぎ、課題の解消を図る。	保健福祉部 地域包括ケア推進課	○			○		○			第3層協議体の数：59団体（うち令和6年度新規立ち上げ5団体） 生活支援コーディネーター8名	生活支援コーディネーターの資質向上を図りながら、活動を拡充することができた。	おおむね実施できた	拡充	高齢者だけでなく、障がい者や子育て世代など、世代や属性を問わず支援対象としていく。 地域で活動するサポーターの高齢化、それに伴う担い手不足が課題となっているため、活動を周知し、若い世代の参加を呼びかけていく。	
41	シルバーリハビリ体操事業	市民全般を対象とした介護予防意識の醸成と、地域ぐるみで誰もが気軽に介護予防活動に参加できる施策の展開が必要であることから、「いわき市シルバーリハビリ体操事業」による住民参加型の介護予防施策の推進を図る。	高齢者の社会参加及び介護予防の場として、地域住民主体の活動に対し、指導士を派遣している。参加者において、支援が必要な方を把握した場合には、関係機関と連携を図る。	保健福祉部 地域包括ケア推進課				○		○			指導士派遣回数：6,242回 延参加人数：58,465名 3級指導士養成数：37名	養成したシルバーリハビリ体操指導士が地域の介護予防活動にスムーズに結びつくための支援強化が必要である。 また、指導士自身の高齢化が進む中、新たな指導士の担い手確保のため、グラウンドゴルフ協会等でPRを実施した。	おおむね実施できた	現状維持	介護予防活動が広く地域で展開されるよう、今後も計画的にシルバーリハビリ体操指導士を養成する。 養成講座受講後のフォローについて、フォローアップ研修会や、指導士勉強会を実施することでスムーズに体操教室への実指導に繋げる。 地域で暮らす高齢者の生きがいづくりや社会参画の場としての役割を持つ。 指導士の拡充のため、指導士会とも協力しながら、PRを実施していく。	
43	市民啓発事業	障がいについての理解促進に資することを目的に、「障がい者週間記念事業」「施設製品ガイド」「障がい者福祉の学校教材」等、各種啓発、広報活動を行う。	障がい者にとって生きやすい地域づくりを進め、自殺リスクの低下を図る。	保健福祉部 障がい福祉課 支援係				○					変更なし	「障がい者週間記念事業」の実施、「施設製品ガイド」、「障がい者福祉の学校教材」の配布を通し、障がいについての理解を図り、生きやすい地域づくりを進めた。	おおむね実施できた	現状維持	実施を継続する。	

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			令和6年度 実施状況 (内容・変更点等)	令和6年度実施状況に関する 担当課の評価	達成度	事業の方向性・今後の展開		備考
				基本 1	基本 2	基本 3	基本 4	基本 5	重点 1	重点 2	重点 3						
44	障害者相談支援事業	障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な情報の提供や権利擁護のための必要な援助を行う。（障がい者相談支援センター、機関相談支援センターに委託）	保健福祉部 障がい福祉課 支援係		○		○					変更なし	日常生活における障がい者本人の悩みや家族等の困り事に対し、障害福祉サービス等に関する情報を提供するとともに、障がい者の居場所づくりや地域のネットワーク構築に向けた会議を開催するなど、障がいによる生きづらさの解決を図るための取り組みを実施することができた。	当初の 予定通り 実施できた	現状維持	事業の実施を継続し、地域の相談支援体制の強化を図っていくことで、障がい者等が地域で安心した生活を送ることができるよう地域づくりをすすめる。	
45	手話通訳者等派遣事業	手話通訳者、点字指導員、要約筆記者を派遣し、障がい者等とその他の者の意思疎通を円滑にする支援を行う。	保健福祉部 障がい福祉課 支援係		○		○					変更なし	手話通訳派遣時等において、通訳等意思疎通支援以外の日常生活に係る会話などを行うことにより、精神的負担の軽減を図ることが出来た。	当初の 予定通り 実施できた	現状維持	事業の実施を継続し、障がい者等の精神的負担を軽減し、生きやすい地域づくりを進める	
46	日中一時支援事業	障がい者（児）を介護する者が、疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、一時的に施設に預け、必要な保護を行う。	保健福祉部 障がい福祉課 事業係		○		○					業務委託事業所 28箇所。 実施内容は変更なし。	障がい者等の日中における活動の場を確保し、見守り等の支援を行うことにより、障がい者及びその家族の負担軽減を図ることができた。	当初の 予定通り 実施できた	現状維持	事業の実施を継続し、保護者等の精神的負担を軽減し、生きやすい地域づくりを進める。	
47	障害児地域療育等支援事業	療育・相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供の援助、調整を行い、障がい児及びその家族の福祉の向上を図る。	保健福祉部 障がい福祉課 事業係				○					業務委託事業所1箇所。 実施内容に変更なし。	在宅心身障がい児（者）に対する相談機能の充実を図ることにより、障がい児（者）及びその家族の福祉の向上を図ることができた。	当初の 予定通り 実施できた	現状維持	実施を継続する。	
49	重度心身障害者（児）福祉金	日常生活が困難な心身障がい者（児）の生活の安定と福祉の増進のための手当を支給する。	保健福祉部 障がい福祉課 支援係				○					変更なし	3月に重度心身障害者（児）に支給を行い、生活の安定を図った。	当初の 予定通り 実施できた	現状維持	実施を継続する。	
50	発達障がい者就労・生活支援機能強化事業	18歳未満も含め、発達障がい者またはその疑いのある者を対象に、障害特性の理解や生活訓練、就労支援を行う。（障害者就業・生活支援センターに委託）	保健福祉部 障がい福祉課 事業係				○					変更なし	本業務を通して、就労や生活に悩みをもつ障がい者等からの相談を受け、就業や専門機関につなげる等を行った。	おおむね 実施できた	現状維持	実施を継続する。	
51	重度身体障害者福祉電話貸与事業	ひとり暮らしの高齢者や重度身体障がい者安心通報システム及び福祉電話利用者等に対する安否確認や、障がい者の相談に応じ、障がい者の社会参加の促進と福祉の増進を図る。	保健福祉部 障がい福祉課 支援係				○					変更なし	基本料金等の助成に加えて安否確認を行った。	当初の 予定通り 実施できた	現状維持	実施を継続する。	
52	緊急通報システム事業	ひとり暮らしの高齢者、重度身体障がい者等に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病、災害等に緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、もって当該高齢者、重度身体障がい者等の福祉の増進を図る。	保健福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係		○		○					変更なし	利用者は減少傾向にあるが、月1回実施している「お元氣コール」において安否確認をしているほか、利用者からの連絡による日常生活上の相談に応じ、信頼関係を構築したうえで、急変時等には、救急搬送手続き及び担当課への速やかな連絡など適切な実施状況となった。	当初の 予定通り 実施できた	現状維持	「お元氣コール」などを通じて、引き続き適切な対応が図られるよう事業を進めていく。	
53	老人クラブ連合会補助金・老人クラブ活動費補助金	老人クラブは社会貢献などの分野で活躍している重要な組織である。自主的な社会奉仕活動、友愛活動、生きがい・健康づくり活動等を行う老人クラブに対して、補助金を交付する。	保健福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係				○					変更なし	クラブ数・会員数ともに減少傾向にあるが、相互の見守りや高齢者間の交流促進につながる活動を実施していることから引き続き事業を実施する。	当初の 予定通り 実施できた	現状維持	補助金の交付を通じて、相互見守りや高齢者間の交流促進に等につながる老人クラブの活動を支援していく。	

事業名		事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			令和6年度 実施状況 (内容・変更点等)	令和6年度実施状況に関する 担当課の評価	達成度	事業の方向性・今後の展開		備考
					基本 1	基本 2	基本 3	基本 4	基本 5	重点 1	重点 2	重点 3						
54	シルバービードの開催補助、 シルバーフェア開催委託	高齢者同士の交流機会、行事の 開催支援を行う。	それぞれのイベント・行事 において、自殺対策の 啓発や生きがいがづくり・ 交流の促進による生きる 意欲の増進を図る。	保健福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係				○					変更なし	高齢者同士の交流の場を創出する支 援ができた。生きる意欲増進を図る ため引き続き事業を実施する。	当初の 予定通 り実施 できた	現状維持	高齢者同士の交流の機会、行事の開 催支援を行い、自殺対策の啓発や生 きる意欲の増進を図っていく。	
55	訪問理美容サー ビス運営事業	在宅で寝たきり等の理由により 理髪店や美容院に行くことが困 難な高齢者のみの世帯、障がい 者のみ世帯等の方を対象に、訪 問による理美容サービスを提供 する。	訪問理美容師にゲート キーパー養成講座の受講 を促し、高齢者の様子の 変化に気づいたときは速 やかに担当課につなげる よう、意識の強化を図 る。	保健福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係		○		○					変更なし	利用者の様子に変化があった場合 は、関係機関への連絡などを適切に 実施できた。 また、身体上の理由などにより理美 容店舗へ行くことができない高齢者 に対する訪問による散髪の機会を確 保する仕組みを作り出すことによ り、散髪及び理美容師との散髪時の 会話などを通して、気持ちのリフ レッシュを図ることができた。	当初の 予定通 り実施 できた	現状維持	散髪を通じて、引き続き理美容師に よる訪問及び利用者の気持ちのリフ レッシュを図っていく。	
56	いわき市シル バー人材セン ター運営費補助 金	高齢者のいきがいがづくりの推進 と地域福祉の向上を図るため、 高齢者の知識と経験を活かせる 臨時的及び短期的業務を組織的 に把握し高齢者に提供する、公 益社団法人いわき市シルバー人 材センターの運営に対して補助 金を交付する。	シルバー人材センターの 活動を通じて、生きる意 欲の増進を図る。また、 登録している高齢者を対 象に、自殺対策の啓発や 相互交流の意識向上を図 る。	保健福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係				○					変更なし	補助金の交付を通してシルバー人材 センターの活動を支援することで高 齢者へ自身の知識と経験を活かせる 業務を提供し、生きる意欲の増進・ 自殺対策の啓発等につながった。	当初の 予定通 り実施 できた	現状維持	労働を通した生きがいがづくりの創出 に貢献していることから、引き続き 補助を行う。	
57	高齢者活用・現 役世代雇用サ ポート事業費補 助金	高齢者のいきがいがづくりの推進 と地域福祉の向上を図るため、 高齢者の知識と経験を活かせる 臨時的及び短期的業務を組織的 に把握し、高齢者に提供する業 務に対する補助金。	高齢者の生きがいがづくり に資する事業を通じて、 生きる意欲の増進を図 る。また、登録している 高齢者を対象に、自殺対 策の啓発や相互交流の意 識向上を図る。	保健福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係			○	○					変更なし	補助金の対象である派遣事業を通じ て高齢者へ自身の知識と経験を活か せる業務を提供し、生きる意欲の増 進・自殺対策の啓発等につながっ た。	当初の 予定通 り実施 できた	現状維持	労働を通した生きがいがづくりの創出 に貢献していることから、引き続き 補助を行う。	
58	知恵と技の交歓 教室（シルバー にこにこふれあ い基金事業）	高齢者の生きがいがづくり推進に 資する、世代間の交流を図る機 会を提供する事業に対する補助 金。	高齢者の生きがいがづくり に資する事業を通じて、 生きる意欲の増進を図 る。また、登録している 高齢者を対象に、自殺対 策の啓発や相互交流の意 識向上を図る。	保健福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係			○	○					変更なし	高齢者に世代間交流を図る機会を提 供でき、生きがいがづくり増進につな がった。	当初の 予定通 り実施 できた	現状維持	補助金の交付を通じて高齢者の生き がいがづくり推進に資する世代間の交 流を図る機会を提供する。	
60	老人保護措置	在宅での生活が困難な高齢者を 対象に、市が措置入所をさせて 必要な援助を行う。	高齢者や家族の生活を安 定させることにより、自 殺リスクの低下につなげ る。	保健福祉部 高齢福祉課 介護サービス 整備係				○					変更なし	措置者数は減少傾向にあるが、在宅 生活が困難な高齢者に安心して生活 できる場を提供するとともに、施設 職員による本人の生活に必要な支援 を行うことで、高齢者の気持ちを安 定させることに繋がっている。	当初の 予定通 り実施 できた	現状維持	自殺リスクを含め、在宅生活が困難 な高齢者の生活状況を適切に評価し ていくとともに、安心して生活して いけるよう、施設環境の充実にも努 めていく。	
67	要保護・準要保 護児童生徒就学 援助事業	生活保護世帯を対象に、経済的 困難な保護者に対して、就学に 必要な経費を補助する。	経済的な理由による自殺 リスクの低下に向けて、 援助費目の追加に関し、 地方自治体への財政措置 の拡充を国へ要望してい く。	教育委員会 学校教育課 就学係				○	○				変更なし	経済的に就学困難となる児童生徒の 保護者に対して、学用品や給食費の 援助を行うことにより、教育機会の 均等と義務教育の円滑な実施に資す ることができた。	当初の 予定通 り実施 できた	現状維持	認定の所得基準について、毎年度生 活保護基準との実合を行い決定す る。また、各支給対象費目の単価に ついて、国が定める要保護援助費予 算単価の改定に準じて見直しを行 う。	
68	被災児童生徒就 学援助事業	東日本大震災により、経済的理 由から就学等が困難になった世 帯の幼児・児童・生徒を対象 に、緊急的な就学支援を行 う。	経済的な理由による自殺 リスクの低下に向けて、 学用品等の援助を行う。	教育委員会 学校教育課 就学係				○	○				・令和3年度以降5年間で事 業縮小との国の方針により、 本事業での新規受付は停止 し、新規申請についてはNo. 68 「要保護・準要保護就学援助 事業」で受け付ける。	東日本大震災を理由とした経済的に 就学困難となる児童生徒の保護者 に対して、学用品や給食費の援助を 行うことにより、教育機会の均等と 義務教育の円滑な実施に資するこ とができた。	当初の 予定通 り実施 できた	現状維持	被災就学援助は令和7年度末で事業 が終了する予定のため、令和8年度 以降も援助を継続希望する者に対 し、「準要保護就学援助」で申請を 受け付ける旨の周知を図ることと する。	

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			令和6年度 実施状況 (内容・変更点等)	令和6年度実施状況に関する 担当課の評価	達成度	事業の方向性・今後の展開		備考
				基本 1	基本 2	基本 3	基本 4	基本 5	重点 1	重点 2	重点 3						
72	ひとり親家庭等 医療費助成事業	ひとり親家庭等医療費の助成	家族の心身の負担の軽減を図り、自殺リスクの低下に努める。	保健福祉部 保健福祉課 保健福祉係				○		○		変更なし	予定どおり実施されている。	当初の 予定通り 実施 できた	現状維持	変更なし	
73	みんなの居場所 づくり事業	ひきこもり、不登校等社会的な孤立状態にある者、複合的な課題を抱え制度の狭間におかれてきた市民に対し、気軽に集い、社会や地域とのつながりのきっかけを作る「居場所」を提供する。	引きこもり、不登校等社会的な孤立状態にある利用者の状況に応じて、担当課や専門機関につなげる。	保健福祉部 保健福祉課 地域福祉推進係	○			○		○		変更なし	予定どおり実施されている。	当初の 予定通り 実施 できた	現状維持	変更なし	
74	生活福祉資金貸付事業	他の貸付制度が利用できない低所得者世帯、障がい者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談・支援を行う。 (社会福祉協議会事業)	対象者の生活を安定させ、自殺リスクの低下を図る。また、当該制度は短期的な支援であることから、長期的な生活の案手に向けて、地区保健福祉センター等関係機関との連携を図る。	保健福祉部 保健福祉課 地域福祉推進係				○		○		令和4年9月30日で終了			廃止		
75	福祉総合相談センター	日常生活における総合的な福祉問題に適切な助言や援助を行うことを目的に、福祉総合相談センターを開設・運営する。 (社会福祉協議会事業)	職員を対象にゲートキーパー養成講座を受講させ、職員の資質の向上を図る。また、相談内容に応じて、担当課や専門機関につなげる。	保健福祉部 保健福祉課 地域福祉推進係		○		○		○		変更なし	予定どおり実施されている。	当初の 予定通り 実施 できた	現状維持	変更なし	
76	中国残留邦人等 地域生活支援事業	中国残留邦人等への支援給付、支援・相談員による支援、自立支援通訳の派遣、引揚者見舞金の支給を行う。	支援給付時の面談や支援・相談員による面談の際に、生活状況や変化を把握し、必要に応じて担当課や専門機関につなげる。	保健福祉部 保健福祉課 保健福祉係				○				変更なし	予定どおり実施されている。	当初の 予定通り 実施 できた	現状維持	変更なし	
77	自立相談支援事業 (生活困窮者 自立支援事業)	市内在住で離職等、様々な理由により生活に困窮した市民を対象に、相談支援、就業支援等を行う。	対象者の生活を安定させ、自殺リスクの低下を図る。また、定期的な訪問等により、継続的な支援を行う。	保健福祉部 保健福祉課 地域福祉推進係				○		○		変更なし	予定通り実施されている	当初の 予定通り 実施 できた	現状維持	変更なし	
78	住居確保給付金 (生活困窮者自 立支援事業)	離職者であって就労能力及び就労意欲のある人のうち、住宅を喪失している人又は喪失するおそれのある人を対象に、住宅費の支給、生活就労支援センターによる就労支援等により、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。	対象者の生活を安定させ、自殺リスクの低下を図る。また、定期的な訪問等により、継続的な支援を行う。	保健福祉部 保健福祉課 地域福祉推進係				○		○		変更なし	予定通り実施されている	当初の 予定通り 実施 できた	現状維持	変更なし	
79	子どもの学習支 援事業(生活困 窮者自立支援事 業)	生活困窮世帯及び生活保護受給世帯の子ども(中学生)に向けた学習支援、保護者への相談支援・情報提供を行う。	子どもに対する学習支援を通じて、当人や家庭の抱える問題を察知し、当該家庭を支援につなげる等の対応につなげる。また、生活の状況に応じて担当課や専門機関につなげる。	保健福祉部 保健福祉課 地域福祉推進係				○	○	○		変更なし	予定通り実施されている	当初の 予定通り 実施 できた	現状維持	変更なし	

事業名		事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			令和6年度 実施状況 (内容・変更点等)	令和6年度実施状況に関する 担当課の評価	達成度	事業の方向性・今後の展開		備考
					基本 1	基本 2	基本 3	基本 4	基本 5	重点 1	重点 2	重点 3						
80	就労準備支援事業 (生活困窮者自立支援事業)	一般就労が著しく困難な生活困窮者及び生活保護受給者に対し、就労する準備として、生活基礎能力、対人能力、社会適応能力等の形成を計画的かつ一貫して支援し、一般就労の促進を図る。	対象者の生活を安定させ、自殺リスクの低下を図る。また、定期的な訪問等により、継続的な支援を行う。	保健福祉部 保健福祉課 地域福祉推進係					○			○	変更なし	予定通り実施されている	当初の予定通り実施できた	現状維持	変更なし	
81	保護司会・更生保護女性会連絡協議会補助金	地域の保護司会、更生保護女性会の健全な運営を図るため、関連団体に対し補助金を支給する。	当事者の心身の負担の軽減を図る。また、必要に応じて担当課や専門機関につなげる。	保健福祉部 保健福祉課 保健福祉係					○				変更なし	予定通り実施されている	当初の予定通り実施できた	現状維持	変更なし	
83	HIV・梅毒・ウイルス性肝炎抗体検査・相談事業	HIV感染症・エイズ・その他の性感染症に関する相談を受け付けるとともに、希望に応じてスクリーニング検査を行う。	早期発見・早期治療につなぎ、性感染症の治癒、重症化の防止、感染の拡大防止のための機会とするとともに、他機関と連携しながら個々に応じた悩みや不安等に対応する。	保健福祉部 保健所感染症対策課					○				令和5年度の評価を反映し、令和6年度より、検査の説明や個別相談に時間的余裕をもって対応できるよう、1件あたりの所要時間を1時間から1時間30分に拡大し、実施した。 また、若い世代を対象にした性感染症予防教育やホームページ、ラジオ等を通じ、保健所検査や相談先の周知を実施。	令和6年度の受検者数は、HIV152件、梅毒155件、肝炎ウイルス118件。検査枠を縮小し、1件あたりの対応時間を拡大したため、昨年度よりも検査数はやや減少したが、十分な時間を確保して相談対応ができた。検査後のアンケートでは、「不安や心配は軽減できたか」に152名中139名(91.4%)が「はい」と回答し、満足度は概ね高かった。 また、検査によっては匿名で受け付けるため、陽性者が医療機関を受診したかの確認やフォローはできていないため検討が必要と考える。	おおむね実施できた	現状維持	検査を必要としている方に、検査の情報が届くように、街頭キャンペーンや健康教育等の様々な機会での検査の情報を周知していく。また、陽性者のフォロー体制を整備する。匿名の場合でも、結果告知時に、受診の重要性や治療を放置することのリスクを伝え、本人の了承を得たうえで受診、治療までフォローしていく体制を整える。	
84	市民相談窓口	市民相談員が中心となって、市民からの要望、苦情、意見等に対応している。	職員にゲートキーパー養成講座を受講させ、資質の向上を図る。 相談者の立場に立って傾聴するとともに、適宜、相談内容に応じ、適切な窓口を紹介する。	総合政策部 広報広聴課 広聴係		○		○					変更なし	相談者の立場に立って傾聴するとともに、適宜、相談内容に応じ、適切な窓口を紹介できた。	おおむね実施できた	現状維持	実施を継続	
85	災害に伴う生活再建相談窓口	被災者の生活再建に係る相談を受け付ける専任職員を窓口配置し、相談を受ける。	相談者の立場に立って傾聴するとともに、適宜相談内容に応じた適切な相談窓口を紹介。	総合政策部 広報広聴課 広聴係				○					変更なし	相談者の立場に立って傾聴するとともに、適宜、相談内容に応じ、適切な窓口を紹介できた。	おおむね実施できた	現状維持	実施を継続	R7より危機管理課
				危機管理部 危機管理課				○					相談件数：121件	相談内容に応じた適切な相談窓口を紹介することができた。	当初の予定通り実施できた	現状維持	同内容で継続	
87	教育相談事業	相談内容に応じて「すこやか教育相談」（主に電話相談）、「子ども健康教育相談」（主に面接相談）を行い、児童生徒、保護者、教職員を支援する。	相談内容に応じて、担当課や関係機関等との連携により、自殺リスクの低下につなげる。また、毎年多くの相談を受けるため、必要な人材の確保・育成を図る。更に、相談内容の充実のため、連携体制の強化を図る。	教育委員会 総合教育センター 教育支援室					○	○			変更なし	教育相談啓発カードを市内小中学校児童生徒や教職員に配付し、本相談事業の周知に努めた。在籍校と連携を図りながら、保護者支援も含めた相談を実施することができた。また、必要に応じ医師等による専門的相談や医療創生大学心理相談センターでのカウンセリングへとつないだ。医療創生大学心理相談センターと本相談室との連携にあたっては、予定通り、年3回の事例検討会を実施することができた。また、学校と心理相談センターとのケース会議の場を設定し、学校の支援体制構築につなげるすることができた。	おおむね実施できた	現状維持	実施を継続	

事業名		事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			令和6年度 実施状況 (内容・変更点等)	令和6年度実施状況に関する 担当課の評価	達成度	事業の方向性・今後の展開		備考
					基本1	基本2	基本3	基本4	基本5	重点1	重点2	重点3						
88	緊急スクールカウンセラー設置事業	学校からの要請により、緊急的にスクールカウンセラーを派遣する。	必要な人材を確保するとともに、県や関係機関と調整し、支援体制の強化を図る。	教育委員会 総合教育センター 教育支援室					○	○			変更なし	予定通り、必要な人材を確保することができた。要請に応じて相談支援を実施し、希死念慮等のリスクの高い児童生徒については、在籍校や医療、関係機関との連携を図りながら対応することができた。	おおむね実施できた	現状維持	実施を継続	
94	国民健康保険被保険者資格証明書交付事務	国保税滞納があり、特別の事情がない者については、国民健康保険法の規定に基づき、資格証明書（世帯内の18歳未満の子は短期被保険者証）又は短期被保険者証の交付を行っている。	今後の生活への不安を抱えている滞納者に対して、担当課や関係機関等との連携により生活の再建支援につなげる。	市民協働部 国保年金課 調査給付係					○		○		令和6年12月1日までは、対象者において医療を受ける機会を確保する必要があるなど、特別の事情を有すると判断した場合には、資格証明書の交付は行わず、短期被保険者証を交付することとした。令和6年12月2日以降は、資格証明書および短期被保険者証の対象者から除外し、一般の被保険者と同様の取扱いとすることとした。	特別の事情の有無を判断するため、納税相談を実施しているが、相談の場面で深刻だと思われるケースはなかった。	当初の予定通り実施できた	現状維持	健康保険証廃止に伴う、制度改正に対応し、実施。	
96	人権擁護委員協議会補助金	公民館等で「人権に関する特設相談」を実施するほか、子どもの人権の紙芝居を用いた啓発事業を行っている「いわき市人権擁護委員協議会」に補助金を交付する。	子どものいじめ防止、子どもの人権向上に向けた取組の促進を図る。	市民協働部 男女共同・多文化共生センター				○	○				人権擁護委員協議会に対して、活動の財源となる補助金を交付し、「人権特設相談所の開設」（年2回）や、小中学校における人権教室（58校、延べ2,695名）などを実施。	人権擁護委員協議会は、各種啓発活動を通して市民の自由人権思想の普及、高揚を図るという重要な役割を果たしている。	当初の予定通り実施できた	現状維持	今後も引き続き、補助金を通じて活動を支援していく。	
98	心の健康相談	精神面、心の問題で悩みを持つ方及び家族等に対して相談を実施 実施内容	複雑、専門的な相談に対応できるよう、専門スタッフ（医師・心理士）で対応し、必要な専門機関等へ繋げる	保健福祉部 保健所地域保健課 精神保健係					○				市内2か所で年間35回相談会を実施。利用者数は、延87件の相談を利用。令和6年度から相談の前後での気持ち等を聞くアンケートを実施。	相談前後で約8割が気持ちが改善したと回答した。気持ちの落ち込みや日常心理的な悩みを精神科医師や心理士に相談でき、自殺リスクの低下につながった。	おおむね実施できた	現状維持	相談枠に対し、利用率が81%。前年度より利用率が向上したが、泉地区会場での予約者が少ない経過や、R6年度は1回中止となっていることから、市内1会場に集約して継続実施予定。	
99	SOSの出し方教室	市内の中学生・高校生に対し、困難な事態や強い心理的負担に直面した場合の対処の仕方を学ぶ健康教育を実施する。	助けの求め方や相談機関の情報を知らないために自殺へと追い込まれるケースをなくすため、助けを求める授業を展開する。	保健福祉部 保健所地域保健課 精神保健係					○	○			市内中学校、高等学校において計13回、延1832名に実施。変更点は特になし。	アンケートより教室の内容やSOSを出す必要性については95%以上の生徒が理解をしているという結果である。しかし、誰かに相談したいと思うかは、約2割は「相談しない」「分からない」と答えていること、教室を申し込む学校は増えているが、固定化しているといった課題もある。	当初の予定通り実施できた	現状維持	固定化している学校については、学校で実施できるように支援していく。新規開拓を行いながら継続実施予定。	
				教育委員会 学校教育課					○	○			学校教育課としての実施なし※各学校から保健所等へ依頼して実施をしているケースはある	学校教育課として高校生に対しての働きかけをすることはない。したがって、評価できる立場にない。			学校教育課としては、各学校へ道徳教育や人権教育の充実を今後も図っていけるように支援する。高校生に対するアプローチはできないので、担当課について確認する必要がある。	昨年度は「保健福祉部 保健所地域保健課 精神保健係」で回答
100	難病対策事業	指定難病の患者などの治療上の不安解消を図るとともに、適切な在宅療養支援ができるよう、地域との関係機関との連携を図り、事業を実施する。	患者・家族の交流、専門家による医療相談事業を開催するほか、重症で希少な指定難病の研究を推進するため、その治療に係る医療費の自己負担の一部を公費で負担する。	保健福祉部 保健所地域保健課 保健指導係					○				難病医療相談会：計3回実施。1回目（パーキンソン病）60名、2回目（全身性エリテマトーデス）23名、3回目（スチル病）4名が参加。指定難病医療費受給者証所持数：2518名	専門家の講話で疾患への理解を深めると共に、同じ疾患をもつ患者・家族が療養上の悩みや疑問を共有することで不安の軽減に繋がった。指定難病医療費受給者証を利用することにより患者の経済的負担軽減に繋がった。	おおむね実施できた	現状維持	相談会の対象疾患、参加者に偏りがないようテーマを検討しながら継続実施予定。指定難病医療費受給者証は効率化を図りながら同内容で継続実施予定。	

事業名		事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			令和6年度 実施状況 (内容・変更点等)	令和6年度実施状況に関する 担当課の評価	達成度	事業の方向性・今後の展開		備考
					基本 1	基本 2	基本 3	基本 4	基本 5	重点 1	重点 2	重点 3						
112	保育所利用者負担金等納入促進事業	保育所利用者負担金等の納入勧奨、滞納者への収納業務等により、利用世帯からの収納を図る。	保育所利用者負担金等の滞納者に対して、その背景を把握し、自殺リスクにつながる状況が把握できた時は担当課や関係機関につなげる。	こどもみらい部 保育・幼稚園課 幼保事業係				○					変更なし	相談内容等を基に、必要に応じて関係機関と連携している。	おおむね実施できた	現状維持	引き続き、関係機関と連携していく。	
113	地域子育て支援拠点事業	子育て親子が気軽に、自由に利用できる交流の場を作り、子育てに関する悩みや不安等の相談に応じたり、情報提供等を行う。	運営スタッフを対象に、自殺のリスクや支援のポイント等に関する研修を実施する。また、参加者の様子、変化を把握し、必要に応じて関係機関につなげる。	こどもみらい部 こども政策課 こども育成係				○					変更なし	子育て親子を支援する中で、相談や意見を聴きながら、必要に応じて担当課や関係機関と連携している。	おおむね実施できた	現状維持	引き続き、関係機関と連携していく。	
117	各種がん検診等	胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がん・肝炎ウイルス・骨粗しょう症・歯周疾患の各種検診を集団検診及び個別検診により実施する。	がん等の疾病の早期発見、早期治療につなげ、心身の健康の保持増進につなげる。	保健福祉部 健康づくり推進課				○					各種がんの早期発見・早期治療につながるよう、市内健康イベント等での検診受診勧奨や、がんに関する普及啓発等を実施。また、一次検診の結果、「要精検」となった方には、速やかに必要な医療につながるよう、情報提供や受診勧奨等を実施した。	広く市民の健康相談窓口として、各地区保健福祉センターにおいて、保健師による電話や面接による健康相談や検診受診勧奨等を実施した。がん等の相談についても、必要な情報提供や関係機関との連携により支援を実施。	おおむね実施できた	現状維持	がん検診を受診し、がんの早期発見・早期治療につながるよう、取組みを継続する。	
118	医療福祉相談	患者やご家族が安心して治療に専念できるように経済的、社会的、心理的な心配事や不安について相談対応を行う。	主治医等と連携し、治療が必要な患者の外来調整や転院調整の他、活用可能な社会保障制度の案内や調整等を行う。	医療センター 患者サポートセンター				○					変更なし	担当医や精神科医と連携し、必要な調整を図ることができた。	当初の予定通り実施できた	現状維持	これまで同様、担当医と連携を密に行い適切な対応に努める。	
119	がんサロン	医療センター1階にがんサロン「サポートサロン えん」を設置し、がん患者やご家族が安心して治療や療養生活を送るためのサポートを行う。	がんサロンに看護師を配置し、がん患者やご家族の相談対応を行う。	医療センター 患者サポートセンター				○					変更なし	がん患者以外の方も利用できるオープンデーを月2回開催し、がんサロンを広く知ってもらう機会を設けた。	当初の予定通り実施できた	現状維持	引き続き効果的な広報の検討を行い、利用促進に努める。	
121	重層的支援体制整備事業	属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う。	制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人などを地域において早期に発見し、確実に支援していく。	保健福祉部 保健福祉課 地域共生社会推進係	○			○					変更なし	予定通り実施されている	当初の予定通り実施できた	現状維持	変更なし	
124	ミーティングセンター	認知症の方とその家族がよりよい関係性を保ちつつ、希望する在宅生活を継続できるよう、本人支援・家族支援及び一体的支援からなる一連のプログラムを実施する。	認知症の本人やその家族が集い、日々の暮らしの中で感じていることや必要なことを語り合い、ともに活動する場を設けることで、本人の意欲向上及び家族の負担軽減、家族関係の再構築を図る。	保健福祉部 地域包括ケア推進課	○			○					開催回数：12回 延べ参加者数：145人	認知症の方とその家族がやりたいことを一緒に実施することができた。事業で調理やスポーツなどを通して本人同士や家族同士の関りが深まり、よりよい関係性を保つことにつながった。	おおむね実施できた	現状維持	認知症の方とその家族の声を聴いて希望する内容を実施していく。家族関係が保たれるように包括支援センターの認知症地域支援推進員と連携に務める。	

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			令和6年度 実施状況 (内容・変更点等)	令和6年度実施状況に関する 担当課の評価	達成度	事業の方向性・今後の展開		備考
				基本 1	基本 2	基本 3	基本 4	基本 5	重点 1	重点 2	重点 3						
125	健康経営推進ヘルスケアサポート事業費	本市の健康課題解消に向け、健康づくりのノウハウを有する民間企業等が提供する、ICT等を活用したヘルスケアプログラムを、市内企業の従業員や地域団体等を対象に実施することにより、壮年期等の生活習慣病の予防・改善や企業の健康経営の推進につなげることを目的に、官民連携の取組みを推進する。	「ヘルスケア講座」等を活用し、企業等に出向いて「こころの健康づくり」に関する講座を行う。	保健福祉部 健康づくり推進課								①健康づくりプログラム 体組成計や活動量計、アプリを活用し、参加者に応じた、運動習慣づくり、食（栄養）生活改善を意識した健康プログラムを実施 【参加者】2社、42名 ②生活習慣病予防プログラム 参加者の塩分及び野菜の摂取に対する意識を高めるとともに、食（栄養）生活改善を意識し、行動変容につながる健康プログラムを実施 【参加者】2社、40名 ③ヘルスケア講座 運動・栄養等の専門講師が、企業等に出向いて講座を実施 【参加者】6社、約200名	①健康づくりプログラム及び②生活習慣病予防プログラムについては、ICT機器を活用し、活動量や野菜摂取量等を可視化することで、健康に対する行動変容を促すことが出来た。 ③ヘルスケア講座については、運動・ストレッチと健康セミナーそれぞれに、複数のプログラムから選択可能としたことから、多数の方々に参加していただくことが出来た。	おおむね実施できた	見直し	健康づくりプログラムについては、3か月間実施しているが、期間が長いことから、参加企業が思うように集まらないことや、費用が高くなり募集可能人数が少ないことなどの課題がある。 また、健康経営に対する企業の認知度に差があることから、レベルに応じた内容の事業展開が必要である。	
130	子育て世代のための地域交流支援事業	専門家への相談、親同士の交流及びいわきネウボラの周知を行う交流会を開催する。	交流会を通し、育児不安の解消、民間支援者の育成及び虐待の未然防止等につなげる。	こどもみらい部 こども政策課				○				事業廃止			廃止		
131	心の教室相談員設置事業	県教育委員会のスクールカウンセラーが未設置の学校に対して相談員を設置する。	相談員を設置し、児童の悩みや不安、ストレス等の解消を図り、不登校やいじめ、問題行動等を未然に防止する。	教育委員会 総合教育センター 教育支援室				○				変更無し	予定通り相談員を配置し、相談員は、親でも教師でもない立場として児童と関わった。児童の話聞き、悩みを受け止めたり、不安の解消に向けた助言をするなど、児童の支援に努めた。	おおむね実施できた	現状維持	実施を継続	
132	若年がん患者在宅療養支援事業	若年がん患者が住み慣れた自宅等で安心して過ごせるよう、在宅療養に必要なサービス利用料の一部を助成する。	在宅療養に必要なサービス利用料の一部を助成することにより、患者とその家族が住み慣れた自宅等で安心して暮らしていることができるよう支援する。	保健福祉部 保健所地域保健課				○				利用者 2名 内容：福祉用具貸与、福祉用具購入、訪問介護 変更点は特になし。	必要なサービス利用料の一部を助成することにより、本人及び家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減に繋がった。	おおむね実施できた	現状維持	関係機関（病院・介護保険サービス事業者等）へ事業の周知を行いながら、同内容で継続実施予定。	
133	住宅セーフティネット推進事業	住宅確保要配慮者（低額所得者や高齢者、障がい者等）に対する民間賃貸住宅等を活用したセーフティネット住宅への家賃低廉化等の経済的支援や居住支援等を行う。	所得要件等を満たす住宅確保要配慮者が入居するセーフティネット住宅への家賃及び家賃債務保証料等の低廉化補助を実施するほか、住宅確保要配慮者と賃借人当をマッチングする居住支援を行う。	都市建設部 住まい政策課				○				居住支援法人（市内4団体）及び住まい政策課にて相談対応している。 ・家賃低廉化補助 新規57戸 ・R6年度末時点の家賃低廉化補助戸数 77戸	家賃低廉化等の経済的支援や居住支援等により、自殺対策に寄与できたものと考えている。	おおむね実施できた	拡充	事業の周知による認知度向上を図り、家賃低廉化等の補助戸数拡大など制度の充実に向け努める。	

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			令和6年度 実施状況 (内容・変更点等)	令和6年度実施状況に関する 担当課の評価	達成度	事業の方向性・今後の展開		備考
				基本 1	基本 2	基本 3	基本 4	基本 5	重点 1	重点 2	重点 3						
134	オンラインヘル スケア推進事業	スマートフォンなどからいつでも医師や薬剤師等に健康相談ができるヘルスケアアプリ「HELPO」を活用し市民の健康増進を図る。	ヘルスケアアプリを活用し心身の健康に対する不安や対処法、受診の判断などの相談に応じる。	保健福祉部 健康づくり推進課								R3年12月からサービスを開始しており、R6年度の実績は次のとおり。 ○アカウント登録者数 (R6) 360名 (サービス開始からの累計) 1,907名 ※R6年3月末時点において、契約登録者の上限である5,000名に近づいたため、一度も健康医療相談をしたことがないアカウント約2,800件を削除 ○相談件数 (R6) 3,328件 (サービス開始からの累計) 11,354件	年度ごとの月平均相談件数を見ると、約300件程度で推移していることから、リピーターの活用について、定着してきていると評価する。 (月平均相談件数) R3年度 94件 R4年度 304件 R5年度 334件 R6年度 277件	おおむね実施できた	現状維持	新規アカウント登録者と相談件数の拡充に向けた取り組みを展開する。	
135	DV被害者等の自立を支援する環境の整備	被害者の安全確保を図るため、市内で活動する団体と連携し、避難の場となるシェルターの充実・強化に努める。	DV被害者の支援にあたる職員が、ゲートキーパー研修を受講し、必要に応じて適切な機関へつなぐ等の対応を行い、自殺リスクを抱えた人への支援の拡充を図る。	こどもみらい部 こども家庭課 家庭相談係								変更点はなし	民間支援団体と連携して、シェルターへの緊急避難を支援し、被害者の安全確保を支援した。	おおむね実施できた	見直し	令和7年度より補助事業から予算拡充の上で市直性事業（業務委託）へ変更済であり、今後も自立等に向けた支援を継続する。	
136	多様性に対する理解の促進	性別や年齢、人種、国籍、障がいの有無等にかかわらず、全ての人が互いに様々な違いを認め合い、尊重し、思いやりを持って協力し合うことで多様な人材が活躍し、共存できる社会（多様性社会）の実現に向け、幅広い年代への普及啓発を行う。	特に、LGBTなどの性的少数者については、個人としての人権が尊重され、誰もがありのままの自分らしく生きられるよう、人権教育や啓発、また、県等の相談窓口案内等の支援を通じ、困難解消や理解促進を図る。	市民協働部 男女共同・多文化共生センター								市民を対象に、有識者を講師に招いた人権セミナーを開催（21名受講）。 ユニバーサルデザイン啓発学習資料を作成し、市内の小学4年生（2,657名）を対象に配布。	アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）の解消に向け、理解の向上に寄与する取り組みができた。	おおむね実施できた	現状維持	今後も引き続き、多様性の理解促進に向けた取り組みを行っていく。	
137	「SOSの受け止め方」研修会	教職員・保護者向けの研修会について周知を図る。	子どものSOSを察知して、適切な対応や支援につなげ、児童生徒のSOSを出しやすい環境を整えることを目的に実施される研修会を周知する。	保健福祉部 保健所地域保健課 精神保健係								教職員、保護者に対して計2回、延116名に対して実施。 R6年度新規事業	児童生徒の自殺の現状や子どものSOSの受け止め方などに対する理解の推進につながった。	当初の予定通り実施できた	拡充	R7年度は市内小中高校の教職員、保護者に対して周知、実施予定。	
138	子ども食堂等運営支援事業費	子ども食堂の開設に係る相談や運営指導・助言等の運営支援業務を中間支援団体に委託する。	児童生徒を通じて、当人や保護者の抱える問題や家庭の状況等を把握し、担当課や関係機関につなげる。	こどもみらい部 こども政策課 こども企画係								各こども食堂の運営者に対して	各こども食堂の運営者に対して、こども	おおむね実施できた	現状維持	引き続き、関係機関と連携していく。	
144	妊産婦健康診査	母体及び児の異常の早期発見・早期治療を図るため、妊産婦の健康診査に係る費用を助成する。	保健と医療の連携のもと妊産婦の異常を早期に発見し、不安の解消や早期に適切な援助を行う。	こどもみらい部 こども家庭課 母子保健係								・妊婦健診人数 1,553人 ・産婦健診人数 1,549人	妊産婦健診は、身体的健康のチェックにとどまらず、心理的サポートの一環としての役割もあることから、妊娠及び産後の複雑な感情やストレスに対するケアが促進され、自殺予防にもつながったと考えらる。	おおむね実施できた	現状維持	引き続き、事業の実施を継続する。	
				こども家庭課								変更点はなし	各地区保健福祉センター及び児童相談所と連携し、要保護児童対策地域協議会を活用して児童虐待対応に努めている。	おおむね実施できた	現状維持	引き続き、事業の実施を継続する。	

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			令和6年度 実施状況 (内容・変更点等)	令和6年度実施状況に関する 担当課の評価	達成度	事業の方向性・今後の展開		備考
				基本 1	基本 2	基本 3	基本 4	基本 5	重点 1	重点 2	重点 3						
145	虐待防止対策	児童・高齢者・障がい者等の虐待に関わる通報や届出に対し、迅速な対応および適切な支援を行う。	被虐待者の精神的負担を軽減し、自殺リスクの低下を図る。	高齢福祉課				○				虐待に関する相談・通報があった場合は速やかに調査等を実施した。	地区保健福祉センター等と連携を図り対応した。 速やかに調査し、虐待者に対して必要な措置を講じ、被虐待者の精神的負担を軽減させた。	当初の予定通り実施できた	現状維持	関係各所と協力関係を維持し対応する。	
				地域包括ケア推進課				○				通報・届出件数：116件（うち事実確認件数：111件、虐待と認められた件数：24件）	通報・届出があった際に地区保健福祉センターと連携し、高齢者の状況を一方的に判断せず客観的事実に基づき判断し高齢者のみならず養護者支援の視点を持って対応に努めた。	おおむね実施できた	現状維持	引続き地区保健福祉センター等関係機関との連携を図り慎重にかつ迅速に対応をする。	
				障がい福祉課				○				変更なし	障がい者やその家族に対する適切な支援の提供に努め、事業所等への助言も併せて実施することで、本人や家族等の精神的負担の軽減を図ることができた。	おおむね実施できた	現状維持	事業の実施を継続し、虐待事案に適切に対応していく。	
				保健福祉課				○				変更なし	予定通り実施されている	当初の予定通り実施できた	現状維持	変更なし	
				権利擁護・成年後見センター				○				変更なし	予定通り実施されている	当初の予定通り実施できた	現状維持	変更なし	
146	医療安全相談センター事業	市内の病院、診療所又は助産所における医療に関する苦情等について電話及び面談により相談に対応する。	相談内容より、自殺のリスクがあると判断したときは、専門職につなぎ、自殺の防止に努める。	保健福祉部 保健所総務課				○				変更なし。	昨年同様、直接自殺についての相談はなかったが、精神疾患を疑う場合は、精神保健係へ相談や対応依頼を行った。	おおむね実施できた	現状維持	例年と同様に相談に応じる。	
147	性的マイノリティーによる悩みを持つ方への支援	性的マイノリティーによる精神的悩みや不安を抱える方を対象に個別の相談に対応する。	電話や面談による個別の相談に応じるとともに、医療機関との連携や社会資源等の情報を提供する。	保健福祉部 保健所地域保健課				○				相談実績なし。	該当する相談はなかったが、相談を受けることができる体制は整っていた。	実施できなかった	現状維持	継続実施	
148	感染症（性感染症含む）相談・教育事業	性感染症を含む感染症全般の予防・対策・受診・予後に関する個別相談・集団教育を行う。	感染症に関する正しい情報の提供及び、他機関と連携しながら個々に応じた悩みや不安等に対応する。	保健福祉部 保健所感染症対策課				○				変更なし	個々の状況に応じ、必要な関係機関と連携を図り、個別相談及び集団教育を実施した。 個別相談では検査陽性者を中心に人権に配慮した対応を実施し、集団教育では、市内4団体、379名に性感染症予防教育を実施した。 事後アンケートでは、9割以上が「性感染症の疾病の理解や予防行動の重要性について理解した」と回答し、正しい知識を得て、不安の軽減や個人の予防意識の向上につながったものとする。	当初の予定通り実施できた	現状維持	時代やニーズに合わせて教育媒体や手法をブラッシュアップしながら実施する。 今後も連携関係機関を増やし、予防活動への理解と協力を求めていく。	

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			令和6年度 実施状況 (内容・変更点等)	令和6年度実施状況に関する 担当課の評価	達成度	事業の方向性・今後の展開		備考
				基本 1	基本 2	基本 3	基本 4	基本 5	重点 1	重点 2	重点 3						
149	精神保健福祉対 策事業	①精神保健福祉相談・訪問指導 ②精神保健関係職員研修 ③災害時のメンタルヘルス対策	保健福祉部 保健所地域保 健課		○		○					①来所相談：実942件、延 1,419件、電話相談：実1,392 件、延4,076件、訪問指導：実 585件、延1,203件 ②申込者169名だったが、講師 都合のため、開催中止した。 ③実績はなし。	①電話、窓口、訪問にて市民の相談 を受けることができた。 ②申込者が多く、関係職員からは ニーズの高い研修ということが把握 できた。 ③災害発生時に備えておくことが必 要。	おおむ ね実施 できた	現状維持	継続実施	
150	ひきこもり対策 事業	①ひきこもり家族教室②ひきこ もりアウトリーチ事業③ひきこ もり専門相談	保健福祉部 保健所地域保 健課				○					①月1回、計12回/年の実施。 参加者 実24名、延83名。 ②15回/年の実施。相談数 実 9名、延15名。 ③2か月に1回、計6回/年 の実施。相談数12組	①参加者より親自身の自責感や焦燥 感が軽減されたと感想があった。 様々な講師を招き本人への関わり方 や支援・相談機関の周知をすること ができた。 ②関わり方等の助言を行い、家族の 不安を軽減した。 ③本人への関わり方に関する相談が 多く、本相談を通じて家族の不安の 軽減、今後の支援の見通しが立て た。	おおむ ね実施 できた	現状維持	継続実施	
151	いわき市生徒指 導委員連絡協議 会	児童生徒一人一人が自己指導能 力を身に付けるために、情報を 共有し、学校の生徒指導の推進 を図る。	教育委員会 学校教育課 指導係		○		○	○				3回の協議会を通してイン ターネットの危険性を含む生 徒指導上の課題解決に向けて 協議し、啓発資料を作成して 各家庭への配付を行った。	ネットいじめ、ネット依存、高額請 求、誘い出し、画像流出など具体 的な事例を提示することができ、啓 発と未然防止に結びついたと思わ れる。	当初の 予定通 り実施 できた	見直し	各方部の生徒指導情報を校務支援シ ステムで共有するシステムを確立 し、校長会主催の同種の会議に業務 内容を移管することで会議数削減を 検討予定。	
152	働き盛り世代向 け出張メンタル ヘルス講座	働き盛り世代は職場や家庭にお いて重要な位置を占め、心理 的・社会的に負担を抱え心の健 康を損ないやすい世代である。 自殺を選択する状況に追い込ま れる前に、心の危機に陥ったサ インを知り、心身のケアの知識 を身に着けることを目的に講座 を実施する。	保健福祉部 保健所地域保 健課 精神保健係			○	○				○	4回、延べ95名に実施。心理 士の予算措置は2回分のみの ため、2回は保健所保健師が 実施。	「悩みを抱えている従業員への対応 のコツが分かった」 「気持ちよく仕事をするためにも休 日のリフレッシュが大切だと思っ た」との感想があり、心身のケアの 知識の普及に繋がったと思われる。	当初の 予定通 り実施 できた	現状維持	企業・事業所からの自発的な申し込 みが少ないため、周知方法を検討 し、継続実施する。	

市自殺対策計画生きる支援関連施策調査票（各課における自殺対策の取り組みについて）

資料 2

基本施策 1： 地域におけるネットワークの強化
基本施策 2： 自殺対策を支える人材の育成
基本施策 3： 市民・企業等への啓発と周知
基本施策 4： 生きることの促進要因への支援
基本施策 5： 子ども・若者の命を大事にする意識の向上に向けた教育

重点施策 1： 高齢者を対象とした自殺対策の推進
重点施策 2： 生活困窮者を対象とした自殺対策の推進
重点施策 3： 就労者自殺対策の推進

…複数課で実施している事業 …実施不十分・評価なし・見直しの事業

基本施策 5
子ども・若者の命を大事にする

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			令和 6 年度 実施状況 (内容・変更点等)	令和 6 年度実施状況に関する 担当課の評価	達成度	事業の方向性・今後の展開		備考
				基本 1	基本 2	基本 3	基本 4	基本 5	重点 1	重点 2	重点 3						
2	児童扶養手当支給事業	ひとり親世帯の児童等が養育されている世帯の生活の安定と自立促進のため、経済的支援を行う。	生活の安定を図ること で、自殺リスクの低下に つなげる。	こどもみらい 部 こども家庭課 家庭支援係					○	○		令和 6 年 11 月分より、第 3 子以降の加算額を引き上げるとともに、受給資格者の所得制限限度額の引き上げを行った。	第 3 子以降の加算額を引き上げや受給資格者の所得制限限度額の引き上げにより、生活の安定に寄与するよう努めた。	おおむね実施できた	現状維持	引き続き、事業の実施を継続する。	
3	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給事業	母子家庭の母や父子家庭の父が、就職する際に有利であり、生活の安定につながる資格を取得するため、養成機関において修学する場合に、その修学する期間について「高等職業訓練促進給付金」を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し「高等職業訓練修了支援給付金」を修了後に支給することで、修学期間における生活の負担の軽減による資格取得の支援を行う。	生活の安定を図ること で、自殺リスクの低下に つなげる。	こどもみらい 部 こども家庭課 家庭支援係					○	○		新規に給付金を請求する者の前年の所得が所得制限限度額を上回っている場合にも、前々年の所得が所得制限限度額以内であれば、支給することとした。 現に給付金を受けている者についても同様の所得要件とした。	令和 5 年度においては新規受給者数が増加したが、令和 6 年度の新規受給者数は横ばいとなり、当初見込みとほぼ同程度となった（△ 1 名：当初見込 21 名→実績 20 名）。	おおむね実施できた	現状維持	事業の周知を図りながら、実施を継続することとする。	
4	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親世帯の家計の担い手が就労に繋がる教育訓練講座を受講した場合に、その費用の一部に対し「自立支援教育訓練給付金」を支給することで、母子家庭の母や父子家庭の父による、就労に向けた主体的な能力開発に関する取組を支援する。	生活の安定を図ること で、自殺リスクの低下に つなげる。	こどもみらい 部 こども家庭課 家庭支援係					○	○		所得制限を撤廃した。	事業の周知不足等により、受給者数が当初の見込みよりも大幅に下回ってしまった（△ 4 名：当初想定 9 名→実績 5 名）。	実施は不十分だった	現状維持	事業の周知を図りながら、実施を継続することとする。	
5	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭、父子家庭、父母のいない児童及び寡婦等に対し、資金の貸し付けを行い、経済的自立と生活意欲の助長を図る。	生活の安定を図ること で、自殺リスクの低下に つなげる。	こどもみらい 部 こども家庭課 家庭支援係					○	○		変更なし	ひとり親世帯等に生活資金や修学資金等の貸付を行い、経済的自立と生活意欲の向上がはかられている。	当初の予定通り実施できた	現状維持	実施を継続。	
6	母子父子寡婦福祉資金貸付事業協力員	母子父子寡婦福祉貸付金の返済がない世帯に対し、自宅等へ訪問等を行い、収納及び償還指導業務を行う	生活の安定を図ること で、自殺リスクの低下に つなげる。	こどもみらい 部 こども家庭課 家庭支援係					○	○		変更なし	貸付金の償還事務を推進しており、ひとり親世帯の自立促進の一助となっている。	当初の予定通り実施できた	現状維持	継続して協力員を配置する。	
7	母子・父子自立支援員運営費	母子・父子家庭の生活相談や貸付相談業務にあたりとともに、潜在ひとり親家庭の早期発見と若年母子世帯の把握に努めている。	生活の安定を図ること で、自殺リスクの低下に つなげる。	こどもみらい 部 こども家庭課 家庭支援係					○	○		変更なし	市内 2 地区保健福祉センターに母子・父子自立支援員を配置している。ひとり親等の自立に向けて就労等に関する助言や職業訓練給付金の手続きの補助などを行い、困窮世帯や就労希望世帯等の支援にあっている。	当初の予定通り実施できた	現状維持	継続して支援員を配置する。	

事業名		事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			令和6年度 実施状況 (内容・変更点等)	令和6年度実施状況に関する 担当課の評価	達成度	事業の方向性・今後の展開		備考
					基本 1	基本 2	基本 3	基本 4	基本 5	重点 1	重点 2	重点 3						
8	家庭児童相談室 運営費	家庭における児童の養育等の問題について相談を受けるため、地区保健福祉センターに5室を設置。相談室には、専門の相談員を置いて、児童のしつけ、家庭の問題等、比較的軽易な問題について相談・指導を行っている。	生活の安定を図ること で、自殺リスクの低下につなげる。	こどもみらい 部 こども家庭課 家庭支援係					○	○			相談件数 年間1,058件（延べ） 変更点はなし	令和6年4月に母子保健と児童福祉の相談支援機能を一体的に運営する「こども家庭センター」を地区保健福祉センター内に設置した。 緊急性が高いケースは、統括支援員を中心に、ケースワーカー、保健師等と連携し多職種で対応できる体制を整えている。	おおむね実施できた	現状維持	引き続き、事業の実施を継続する。	
15	いのちを育む教育推進事業	生命の尊さや性に関する正しい知識の普及啓発等、子どもたちの健やかな成長を支援する「いのちを育む教育」の推進を図る。	「いのちを育む教育」を推進していくことで、子どもたちが自己肯定感を高めながら、いのちの尊さや人と人との絆の大切さを育む。	こどもみらい 部 こども家庭課 母子保健係					○				年2回、関係機関と協議会を開催し、いのちを育む教育を推進するための活動方針を協議。市内中学校にモデル校を指定し、いのちを育む教育を推進。助産師を市内20校に派遣し、いのちを育む教育に関連する健康教育を実施。変更点はなし。	「いわき市『いのちを育む教育』の指針」に基づき、関係機関との協議会を開催し、いのちに関する教育の普及等について協議。また学校関係に対し「いのちに関する教育実態アンケート調査」を行い、ニーズ等を把握し、社会資源の情報提供を行い啓発に努めた。	おおむね実施できた	現状維持	関係機関と連携を図りながら、新にプレコンセプションケアの概念もとりいれながら、将来の健康・ライフプランの充実、次世代のこどものいのちも大事にする意識の向上にとりくんでいく。	
61	児童生徒に対するアンケート調査	児童・生徒を対象に、学校・学級運営の課題を抽出するためのアンケート調査を行う。	自殺リスクに関連する実態を把握し、関係機関と連携し必要な対策につなげる。	教育委員会 学校教育課 指導係					○				変更なし	各小中学校において「困りごと調べ」等のアンケートを実施し、児童生徒の悩みや心配事を早期に把握し、その解消に努めることができた。	当初の予定通り実施できた	現状維持	実施を継続。	
64	キャリア・スタート・ウィーク事業	職場実習体験を支援すること で、望ましい勤労観、職業観を育てる。	職場体験を行う際に、就労問題やSOSの出し方等の教育を行う。	教育委員会 学校教育課 指導係			○		○				実施なし			廃止	文科省でH18～H20まで取り組んだものであり、その内容からは現在のいわき市の実態に沿わないものである。また、各校の実態に応じてキャリア教育に取り組んでいる実態もあるので、廃止でよい。	
65	アクティブ・ラーニング推進事業	児童生徒の主体的で対話的な深い学びを目的とした「アクティブ・ラーニング」の手法により、児童生徒やその友人が危機に直面した際に周囲などに援助を求める力を育成する。	主体的な行動の一環として、SOSの出し方を含めて教育を行う。	教育委員会 学校教育課 指導係			○		○				実施なし			廃止	現在、主体的・対話的で深い学びは授業改善の視点と捉えている。現在の学校現場で「アクティブ・ラーニング」の手法という捉えは馴染まず、一般的には使用されていない（学習指導要領改訂の際アクティブ・ラーニングは主体的・対話的で深い学びという捉えに変わっている）。SOSの出し方については他事業で行っており、また、本事業の概要と実施内容が学校現場の現状と沿わないので廃止でよいと考える。	
66	いじめのない子どもが輝くまちづくり推進事業	児童生徒へのいじめを防止するための各種事業を検討する。	効果的な事業内容について、検討を行う。	教育委員会 学校教育課 指導係					○				変更なし	いじめ根絶への意識の高揚と人権尊重の精神が養われるよう各小中学校に「いじめ根絶作品」の募集を依頼し、作文・ポスターの部で多数の応募があった。	当初の予定通り実施できた	現状維持	「いじめ根絶作品」の募集内容について検討予定。	
67	要保護・準要保護児童生徒就学援助事業	生活保護世帯を対象に、経済的困難な保護者に対して、就学に必要な経費を補助する。	経済的な理由による自殺リスクの低下に向けて、援助費目の追加に関し、地方自治体への財政措置の拡充を国へ要望していく。	教育委員会 学校教育課 就学係				○	○				変更なし	経済的に就学困難となる児童生徒の保護者に対して、学用品や給食費の援助を行うことにより、教育機会の均等と義務教育の円滑な実施に資することができた。	当初の予定通り実施できた	現状維持	認定の所得基準について、毎年度生活保護基準との実合を行い決定する。また、各支給対象費目の単価について、国が定める要保護援助費予算単価の改定に準じて見直しを行う。	

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			令和6年度 実施状況 (内容・変更点等)	令和6年度実施状況に関する 担当課の評価	達成度	事業の方向性・今後の展開		備考
				基本 1	基本 2	基本 3	基本 4	基本 5	重点 1	重点 2	重点 3						
68	被災児童生徒就学援助事業	東日本大震災により、経済的理由から就学等が困難になった世帯の幼児・児童・生徒を対象に、緊急的な就学支援等を行う。	教育委員会 学校教育課 就学係					○	○			・令和3年度以降5年間で事業縮小との国の方針により、本事業での新規受付は停止し、新規申請についてはNo.68「要保護・準要保護就学援助事業」で受け付ける。	東日本大震災を理由とした経済的に就学困難となる児童生徒の保護者に対して、学用品や給食費の援助を行うことにより、教育機会の均等と義務教育の円滑な実施に資することができた。	当初の予定通り実施できた	現状維持	被災就学援助は令和7年度末で事業が終了する予定のため、令和8年度以降も援助を継続希望する者に対し、「準要保護就学援助」で申請を受け付ける旨の周知を図ることとする。	
79	子どもの学習支援事業（生活困窮者自立支援事業）	生活困窮世帯及び生活保護受給世帯の子ども（中学生）に向けた学習支援、保護者への相談支援・情報提供を行う。	保健福祉部 保健福祉課 地域福祉推進係					○	○		○	変更なし	予定通り実施されている	当初の予定通り実施できた	現状維持	変更なし	
87	教育相談事業	相談内容に応じて「すこやか教育相談」（主に電話相談）、「子ども健康教育相談」（主に面接相談）を行い、児童生徒、保護者、教職員を支援する。	教育委員会 総合教育センター 教育支援室					○	○			変更なし	教育相談啓発カードを市内小中学校児童生徒や教職員に配付し、本相談事業の周知に努めた。在籍校と連携を図りながら、保護者支援も含めた相談を実施することができた。また、必要に応じ医師等による専門的相談や医療創生大学心理相談センターでのカウンセリングへとつないだ。医療創生大学心理相談センターと本相談室との連携にあたっては、予定通り、年3回の事例検討会を実施することができた。また、学校と心理相談センターとのケース会議の場を設定し、学校の支援体制構築につなげることができた。	おおむね実施できた	現状維持	実施を継続	
88	緊急スクールカウンセラー設置事業	学校からの要請により、緊急的にスクールカウンセラーを派遣する。	教育委員会 総合教育センター 教育支援室					○	○			変更なし	予定通り、必要な人材を確保することができた。要請に応じて相談支援を実施し、希死念慮等のリスクの高い児童生徒については、在籍校や医療、関係機関との連携を図りながら対応することができた。	おおむね実施できた	現状維持	実施を継続	
89	不登校対策事業	チャレンジホーム（教育支援センター）：不登校に悩む児童・生徒（小・中学生）を対象に、集団生活への適応を促し、学びの保障と社会的自立、学校への復帰等を支援する。	教育委員会 総合教育センター 教育支援室		○			○				担当職員のゲートキーパー養成講座は受講しなかった。不登校児童生徒の学びの場として、内郷チャレンジホームを新設した。	内郷チャレンジホームを新設することで、広域市である本市の面的な支援を充実させた。また、いわき海浜自然の家やいわきアリオス等と連携して不登校児童生徒を対象とする行事を実施するなど、支援体制の強化を図った。さらに、いわき市総合教育センターのスクールカウンセラーがチャレンジホームに赴き、ソーシャルスキルトレーニングを実施することで、コミュニケーション能力の育成を図った。	おおむね実施できた	拡充	チャレンジホームの増設	

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			令和6年度 実施状況 (内容・変更点等)	令和6年度実施状況に関する 担当課の評価	達成度	事業の方向性・今後の展開		備考
				基本1	基本2	基本3	基本4	基本5	重点1	重点2	重点3						
99	SOSの出し方教室	市内の中学生・高校生に対し、困難な事態や強い心理的負担に直面した場合の対処の仕方を学ぶ健康教育を実施する。	保健福祉部 保健所地域保健課 精神保健係					○	○			市内中学校、高等学校において計13回、延1832名に実施。変更点は特になし。	アンケートより教室の内容やSOSを出す必要性については95%以上の生徒が理解をしているという結果である。しかし、誰かに相談したいと思うかは、約2割は「相談しない」「分からない」と答えていること、教室を申し込む学校は増えているが、固定化しているといった課題もある。	当初の予定通り実施できた	現状維持	固定化している学校については、学校で実施できるように支援していく。新規開拓を行いながら継続実施予定。	
			教育委員会 学校教育課					○	○			学校教育課としての実施なし ※各学校から保健所等へ依頼して実施をしているケースはある	学校教育課として高校生に対しての働きかけをすることはない。したがって、評価できる立場にない。			学校教育課としては、各学校へ道徳教育や人権教育の充実を今後も図っていけるように支援する。高校生に対するアプローチはできないので、担当課について確認する必要がある。	昨年度は「保健福祉部 保健所地域保健課 精神保健係」で回答
103	奨学金貸与事業	経済的な理由等により就学困難と認められる世帯に対して、奨学金を貸与する。	教育委員会 教育政策課 総務係					○	○			○令和6年度貸与実績 計11,280,000円 (継続貸与者) ・大学生等 14名 6,720,000円 (新規貸与者) ・大学生等 10名 4,560,000円	奨学金貸与実績はあったが、担当課や関係機関へ繋ぐべき世帯はなかったため、評価できない。		現状維持	経済的理由により修学困難な方を支援するため、効果的な事業の周知等を実施する。	
104	いわき市青少年育成大会	年1回「いわき市青少年育成大会」を開催する。	教育委員会 生涯学習課 青少年係					○	○			外部講師による講演や、小学生1名（「令和5年度いじめ根絶作文」最優秀賞受賞者）、中学生4名（少年の主張福島県大会出場候補者）による意見発表を行った。	青少年による意見発表は、関係機関・団体等が青少年を取り巻く様々な社会環境について考える場となったと考えられる。	当初の予定通り実施できた	現状維持		
105	いわき市青少年問題協議会	年2回、国や県の施策に沿って、青少年の非行防止、有害環境浄化、薬物の撲滅、健全な家庭づくり等、青少年の健全育成に関する様々な事項の審議、あるいは意見交換、情報交換を行う。	教育委員会 生涯学習課 青少年係					○	○			委員からの情報提供を受け、情報共有を図ることとしているが、情報提供が無かった。	青少年を取り巻く問題について、各種情報提供をお願いしているが、今年度は、メディアリテラシーや非行防止等が寄せられ、自殺に関するものは無かった。	実施できなかった	現状維持		
106	少年アドバイザーや少年補導員による街頭補導の実施	青少年による非行の早期発見、被害の未然防止のため、少年補導員及び少年アドバイザーによる適切な助言指導を行う。	教育委員会 生涯学習課 青少年係					○	○			R6年度は1,001回実施し、延べ14,185人の青少年へ声かけを行った。	青少年の状況に応じ適切な声かけに努めた。	当初の予定通り実施できた	現状維持		
107	青少年団体補助金	青少年の健全育成、地域教育力の活性化を図るため、継続的な活動と必要とする関係団体が実施する事業に補助金を支給する。	教育委員会 生涯学習課 青少年係			○		○				関係各所からの情報提供を受け、情報共有を図ることとしているが、情報提供が無かった。	青少年を取り巻く問題について、今年度はメディアリテラシーや非行防止等が寄せられ、自殺に関するものは無かった。	実施できなかった	現状維持		
138	子ども食堂等運営支援事業費	子ども食堂の開設に係る相談や運営指導・助言等の運営支援業務を中間支援団体に委託する。	子どもみらい部 こども政策課 こども企画係					○	○			各子ども食堂の運営者に対して	各子ども食堂の運営者に対して、こ	おおむね実施できた	現状維持	引き続き、関係機関と連携していく。	

事業名		事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			令和6年度 実施状況 (内容・変更点等)	令和6年度実施状況に関する 担当課の評価	達成度	事業の方向性・今後の展開		備考
					基本 1	基本 2	基本 3	基本 4	基本 5	重点 1	重点 2	重点 3						
151	いわき市生徒指導委員連絡協議会	児童生徒一人一人が自己指導能力を身に付けるために、情報を共有し、学校の生徒指導の推進を図る。	主に、社会問題となっているインターネットの危険から児童生徒を守る情報交換や啓発活動を行い、自殺のリスク低下の一助とする。	教育委員会 学校教育課 指導係		○		○	○				3回の協議会を通してインターネットの危険性を含む生徒指導上の課題解決に向けて協議し、啓発資料を作成して各家庭への配付を行った。	ネットいじめ、ネット依存、高額請求、誘い出し、画像流出など具体的な事例を提示することができ、啓発と未然防止に結びついたと思われる。	当初の予定通り実施できた	見直し	各方部の生徒指導情報を校務支援システムで共有するシステムを確立し、校長会主催の同種の会議に業務内容を移管することで会議数削減を検討予定。	

市自殺対策計画生きる支援関連施策調査票（各課における自殺対策の取り組みについて）

資料 2

基本施策 1： 地域におけるネットワークの強化
基本施策 2： 自殺対策を支える人材の育成
基本施策 3： 市民・企業等への啓発と周知
基本施策 4： 生きることの促進要因への支援
基本施策 5： 子ども・若者の命を大事にする意識の向上に向けた教育

重点施策 1： 高齢者を対象とした自殺対策の推進
重点施策 2： 生活困窮者を対象とした自殺対策の推進
重点施策 3： 就労者自殺対策の推進

重点施策 1
高齢者を対象とした自殺対策の

…複数課で実施している事業 …実施不十分・評価なし・見直しの事業

事業名		事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			令和 6 年度 実施状況 (内容・変更点等)	令和 6 年度実施状況に関する 担当課の評価	達成度	事業の方向性・今後の展開		備考
					基本 1	基本 2	基本 3	基本 4	基本 5	重点 1	重点 2	重点 3						
33	配食サービス事業	調理困難なひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯及び障がい者に対して、栄養バランスに考慮した食事を訪問により提供しながら、定期的に安否を確認する。	配食時に対象者の安否確認を行い、支援が必要な対象者を把握した場合は、関係機関と連携を図り、必要な支援に繋げていく。	保健福祉部 地域包括ケア 推進課				○		○			利用人数：1,926名 利用食数：248,562食	配食サービスを提供することにより、栄養バランスが図られるだけではなく、安否確認により、高齢者の孤独感の解消が図られている。	おおむね実施できた	見直し	利用者が年々増加し、需要の伸びが見込まれる一方で、事業に係る財源の確保に課題があったこと、また、民間事業者の配食サービスが充実してきていることを踏まえ、事業の見直しを実施した。	
35	地域包括支援センター運営事業	高齢者が住み慣れた地域でできるだけ生活を継続することができるよう、生活の安定のために必要な支援を包括的に行う地域の中核機関である地域包括支援センターを運営するもの。	高齢者等の総合相談業務を行う中で、日常生活が困難な高齢者や介護の負担が大きい家族介護者等の情報を把握したときは、関係機関につなぎ、課題の解消を図る。	保健福祉部 地域包括ケア 推進課				○		○			総合相談対応件数：5,325件	総合相談事業を通じ、日常生活が困難な高齢者や介護の負担が大きい家族等の情報を把握したときは、必要な情報を提供する、関係機関につなぐなどにより、課題の解消を図ることができた。	当初の予定通り実施できた	現状維持	必要に応じて関係機関と連携を取りながら、多職種によるチームでアプローチしていく。 重層的支援体制を構築する支援機関として、相談支援機関との情報共有を図り、複合的な課題を抱える世帯等に対する包括的な支援の一端を担う。	
36	地域ケア会議等事業	行政だけでなく、地域住民、高齢者支援に携わる専門機関の代表らと地域の課題とその対応策について協議を行う。また、関係機関のネットワーク構築を図る。	高齢者・障がい者なども含めて、自殺リスクの高い地域住民を地域で支える体制の構築を図るなど、地域ケア会議を通し、支援体制の検討を行う。	保健福祉部 地域包括ケア 推進課	○					○			地域包括ケア推進会議：2回 中地域ケア会議：13回	地区によって取組み状況に差はあるものの、個別ケア会議、小地域ケア会議から抽出された地域の課題に対し、中地域ケア会議の中で解決策を協議することができた。 推進会議を通し、地域の課題解決に向けた協議や市全体の課題解決に向けた協議等を行うことができた。	おおむね実施できた	拡充	協議の対象を高齢者だけでなく、障がい者、こども、生活困窮者などへ拡大する。 推進会議は「地域共生社会推進会議」へと名称を変更し、保健福祉課が所管。地域共生社会を実現するための現状と課題、取組みなどの情報共有を図り、分野を超えた連携強化を図る。	
37	つどいの場創出事業	高齢者を主とした地域住民の集まる場である「つどいの場」が地域住民によって主体的継続的に運営され、また、新たなつどいの場が地域に創出されるよう、各地区につどいの場コーディネーターを配置し、支援する。	つどいの場は、高齢者の社会参加及び介護予防の場として、地域住民主体の運営により市内全域で実施されており、支援が必要な参加者を把握した場合には、関係機関と連携を図る。	保健福祉部 地域包括ケア 推進課	○			○		○			つどいの場団体：372団体 参加者数：6,139名	気象状況等の影響により、休止や活動の制限を受けた団体があった。 地域住民が主体となって、参加者にとって魅力的なプログラムを組み、継続的に参加者が増加するような取り組みが必要。 つどいの場の運営を行うサポーターを増やす取り組みが必要。 つどいの場の存在しない空白地域において、新たなつどいの場を立ち上げる取組みの整備が必要。	おおむね実施できた	現状維持	地域住民が主体となって、介護予防につながるプログラムを策定できるよう支援する。 団体の参加者の高齢化が進んでおり、団体代表者や団体のサポートを行う人材が不足しているため、人材の掘り起こし等、課題に取り組む。 空白地帯を把握するとともに、区長などと連携を取りながらつどいの場を立ち上げる。 また、高齢者のみならず、誰もが参加できる地域の居場所として、発展・拡充させていく必要がある。	
38	住民支え合い活動づくり事業	地域住民等が主体的に近所の困りごとを地域で支え合う住民主体型の生活支援サービス事業の創出と提供体制の構築を図る。生活支援コーディネーターを配置し、地域住民による活動団体（第3層協議体）の立ち上げや活動の継続を支援する。	地域住民等が、高齢者・障がい者などの見守りなどを行う中で、日常生活が困難な高齢者や介護の負担が大きい家族介護者等の情報を把握したときは、関係機関につなぎ、課題の解消を図る。	保健福祉部 地域包括ケア 推進課	○			○		○			第3層協議体の数：59団体 (うち令和6年度新規立ち上げ5団体) 生活支援コーディネーター8名	生活支援コーディネーターの資質向上を図りながら、活動を拡充することができた。	おおむね実施できた	拡充	高齢者だけでなく、障がい者や子育て世代など、世代や属性を問わず支援対象としていく。 地域で活動するサポーターの高齢化、それに伴う担い手不足が課題となっているため、活動を周知し、若い世代の参加を呼びかけていく。	

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			令和6年度 実施状況 (内容・変更点等)	令和6年度実施状況に関する 担当課の評価	達成度	事業の方向性・今後の展開		備考
				基本 1	基本 2	基本 3	基本 4	基本 5	重点 1	重点 2	重点 3						
39	認知症サポーター養成講座	認知症の正しい知識の普及・啓発のため、認知症キャラバン・メイト（ボランティアの講師）による認知症サポーター養成講座を推進し、認知症の方とその家族の応援者である認知症サポーターを養成する。	広く市民が認知症の正しい知識や、認知症の人への接し方などを身に付け、理解を深めてもらうことで、認知症になっても住みやすい地域づくりを行う。	保健福祉部 地域包括ケア推進課		○					○	開催回数：68回 養成人数：1,291人	コロナ以前の養成人数には至っておらず、企業や教育機関等への働きかけを継続していく必要がある。	実施は 不十分 だった	拡充	認知症の方と接する機会が少ない若年層や現役世代等、幅広い層に認知症に対する理解が広がるよう特に学生や職域サポーターの養成に努める。	
40	認知症カフェ事業	商業施設や介護施設等で、地域の方の集いの場を創設し、認知症の方とその家族の支援、専門職による相談・助言等による早期発見・早期対応並びに、認知症の正しい知識の普及・啓発を目的に認知症カフェ事業を実施する。	認知症の本人やその介護者など同じ立場の人が集い、認知症に関する情報共有や情報交換等を行うことで、心身の負担軽減を図る。	保健福祉部 地域包括ケア推進課	○		○				○	設置箇所：10ヶ所 開催回数：167回 延べ参加者数：2,437人	中山間地域（小川・川前）で新たにカフェを2か所確保し、認知症啓発のための地域の新しい交流拠点となっている。また専門職による個別相談対応など、地域の認知症の相談窓口機能をはたしている。引き続きカフェ空白地域の整備が必要。	おおむね実施できた	拡充	カフェが空白となっている地域の確保に努める。また、開催内容の充実を図るとともに、事業周知により地域の認知症啓発の交流拠点としての認知度向上に努める。	
41	シルバーリハビリ体操事業	市民全般を対象とした介護予防意識の醸成と、地域ぐるみで誰もが気軽に介護予防活動に参加できる施策の展開が必要であることから、「いわき市シルバーリハビリ体操事業」による住民参加型の介護予防施策の推進を図る。	高齢者の社会参加及び介護予防の場として、地域住民主体の活動に対し、指導士を派遣している。参加者において、支援が必要な方を把握した場合には、関係機関と連携を図る。	保健福祉部 地域包括ケア推進課							○	指導士派遣回数：6,242回 延参加人数：58,465名 3級指導士養成数：37名	養成したシルバーリハビリ体操指導士が地域の介護予防活動にスムーズに結びつくための支援強化が必要である。また、指導士自身の高齢化が進む中、新たな指導士の担い手確保のため、グラウンドゴルフ協会等でPRを実施した。	おおむね実施できた	現状維持	介護予防活動が広く地域で展開されるよう、今後も計画的にシルバーリハビリ体操指導士を養成する。養成講座受講後のフォローについて、フォローアップ研修会や、指導士勉強会を実施することでスムーズに体操教室への実指導に繋げる。地域で暮らす高齢者の生きがいづくりや社会参画の場としての役割を持つ。指導士の拡充のため、指導士会とも協力しながら、PRを実施していく。	
141	ゲートキーパー養成講座	対象者に合わせた内容でゲートキーパーとしての役割やこころの健康等についての知識や技術等を段階的に理解・習得できるように実施する。	様々な対象（市職員、民生・児童委員、教職員、保健医療福祉専門職、一般市民等）に対し、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応をする役割を担うゲートキーパーを養成する。	保健福祉部 保健所地域保健課		○					○	「ゲートキーパー養成講座」を市民、庁内職員、関係機関等に対象に実施。 ・初級編 17回 受講者数176名 ・中級編 5回 受講者数178名 ・専門編 1回 受講者数12名 平成21年から累計 2,030名養成。	自殺対策を支える人材の育成ができた。	当初の 予定通り 実施 できた	現状維持	従来の依頼を受けて実施するものの他、手上げ方式での実施になっているため、四倉地区、勿来地区で当課主催で養成講座を実施予定。	

市自殺対策計画生きる支援関連施策調査票（各課における自殺対策の取り組みについて）

資料 2

基本施策 1： 地域におけるネットワークの強化
基本施策 2： 自殺対策を支える人材の育成
基本施策 3： 市民・企業等への啓発と周知
基本施策 4： 生きることの促進要因への支援
基本施策 5： 子ども・若者の命を大事にする意識の向上に向けた教育

重点施策 1： 高齢者を対象とした自殺対策の推進
重点施策 2： 生活困窮者を対象とした自殺対策の推進
重点施策 3： 就労者自殺対策の推進

…複数課で実施している事業 …実施不十分・評価なし・見直しの事業

重点施策 2
生活困窮者を対象とした自殺対策

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			令和 6 年度 実施状況 (内容・変更点等)	令和 6 年度実施状況に関する 担当課の評価	達成度	事業の方向性・今後の展開		備考
				基本 1	基本 2	基本 3	基本 4	基本 5	重点 1	重点 2	重点 3						
72	ひとり親家庭等 医療費助成事業	ひとり親家庭等医療費の助成	家族の心身の負担の軽減を図り、自殺リスクの低下に努める。	保健福祉部 保健福祉課 保健福祉係				○			○	変更なし	予定どおり実施されている。	当初の 予定通 り実施 できた	現状維持	変更なし	
73	みんなの居場所 づくり事業	ひきこもり、不登校等社会的な孤立状態にある者、複合的な課題を抱え制度の狭間におかれてきた市民に対し、気軽に集い、社会や地域とのつながりのきっかけを作る「居場所」を提供する。	引きこもり、不登校等社会的な孤立状態にある利用者の状況に応じて、担当課や専門機関につなげる。	保健福祉部 保健福祉課 地域福祉推進係	○			○			○	変更なし	予定どおり実施されている。	当初の 予定通 り実施 できた	現状維持	変更なし	
74	生活福祉資金貸 付事業	他の貸付制度が利用できない低所得者世帯、障がい者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談・支援を行う。 (社会福祉協議会事業)	対象者の生活を安定させ、自殺リスクの低下を図る。また、当該制度は短期的な支援であることから、長期的な生活の案手に向けて、地区保健福祉センター等関係機関との連携を図る。	保健福祉部 保健福祉課 地域福祉推進係				○			○	令和 4 年 9 月 30 日で終了			廃止		
75	福祉総合相談セ ンター	日常生活における総合的な福祉問題に適切な助言や援助を行うことを目的に、福祉総合相談センターを開設・運営する。 (社会福祉協議会事業)	職員を対象にゲートキーパー養成講座を受講させ、職員の資質の向上を図る。また、相談内容に応じて、担当課や専門機関につなげる。	保健福祉部 保健福祉課 地域福祉推進係		○		○			○	変更なし	予定どおり実施されている。	当初の 予定通 り実施 できた	現状維持	変更なし	
77	自立相談支援事 業（生活困窮者 自立支援事業）	市内在住で離職等、様々な理由により生活に困窮した市民を対象に、相談支援、就業支援等を行う。	対象者の生活を安定させ、自殺リスクの低下を図る。また、定期的な訪問等により、継続的な支援を行う。	保健福祉部 保健福祉課 地域福祉推進係				○			○	変更なし	予定通り実施されている	当初の 予定通 り実施 できた	現状維持	変更なし	
78	住居確保給付金 （生活困窮者自 立支援事業）	離職者であって就労能力及び就労意欲のある人のうち、住宅を喪失している人又は喪失するおそれのある人を対象に、住宅費の支給、生活就労支援センターによる就労支援等により、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。	対象者の生活を安定させ、自殺リスクの低下を図る。また、定期的な訪問等により、継続的な支援を行う。	保健福祉部 保健福祉課 地域福祉推進係				○			○	変更なし	予定通り実施されている	当初の 予定通 り実施 できた	現状維持	変更なし	
79	子どもの学習支 援事業（生活困 窮者自立支援事 業）	生活困窮世帯及び生活保護受給世帯の子ども（中学生）に向けた学習支援、保護者への相談支援・情報提供を行う。	子どもに対する学習支援を通じて、当人や家庭の抱える問題を察知し、当該家庭を支援につなげる等の対応につなげる。また、生活の状況に応じて担当課や専門機関につなげる。	保健福祉部 保健福祉課 地域福祉推進係				○	○		○	変更なし	予定通り実施されている	当初の 予定通 り実施 できた	現状維持	変更なし	

事業名		事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			令和6年度 実施状況 (内容・変更点等)	令和6年度実施状況に関する 担当課の評価	達成度	事業の方向性・今後の展開		備考
					基本 1	基本 2	基本 3	基本 4	基本 5	重点 1	重点 2	重点 3						
80	就労準備支援事業（生活困窮者自立支援事業）	一般就労が著しく困難な生活困窮者及び生活保護受給者に対し、就労する準備として、生活基礎能力、対人能力、社会適応能力等の形成を計画的かつ一貫して支援し、一般就労の促進を図る。	対象者の生活を安定させ、自殺リスクの低下を図る。また、定期的な訪問等により、継続的な支援を行う。	保健福祉部 保健福祉課 地域福祉推進係									変更なし	予定通り実施されている	当初の予定通り実施できた	現状維持	変更なし	
93	多重債務無料法律相談会	多重債務に関する相談または、これに類するものを解決するため、「いわき市多重債務無料法律相談会」を福島県弁護士会いわき支部の協力のもと、毎月第2・第4火曜日に実施している。また、12月は多重債務相談にあわせ、こころの健康相談と生活就労相談も実施している。	市内に在住する多重債務を抱えている方の相談について、消費生活相談員が債務の状況等を事前に聞き取りし、債務整理方法等の助言を受けるため、弁護士等の専門機関につなげ解決をはかる。	市民協働部 消費生活センター									実施内容に変更なし。 令和6年度の相談件数は78件。	借り入れ等の返済が困難な市民に対して弁護士が個々の状況に沿った適切な債務整理方法をアドバイスしたことで、市民の精神的負担の軽減や安定が得られたと考える。	当初の予定通り実施できた	現状維持	今後も福島県弁護士会いわき支部の協力により、借り入れ等の返済が困難な市民に適切な債務整理方法をアドバイスすることにより、市民の精神的負担の軽減や安定を図る。	
94	国民健康保険被保険者資格証明書交付事務	国保税滞納があり、特別の事情がない者については、国民健康保険法の規定に基づき、資格証明書（世帯内の18歳未満の子は短期被保険者証）又は短期被保険者証の交付を行っている。	今後の生活への不安を抱えている滞納者に対して、担当課や関係機関等との連携により生活の再建支援につなげる。	市民協働部 国保年金課 調査給付係									令和6年12月1日までは、対象者において医療を受ける機会を確保する必要性があるなど、特別の事情を有すると判断した場合には、資格証明書の交付は行わず、短期被保険者証を交付することとした。 令和6年12月2日以降は、資格証明書および短期被保険者証の廃止に伴い、資格証明書の対象者から除外し、一般の被保険者と同様の取扱いとすることとした。	特別の事情の有無を判断するため、納税相談を実施しているが、相談の場面で深刻だと思われるケースはなかった。	当初の予定通り実施できた	現状維持	健康保険証廃止に伴う、制度改正に対応し、実施。	
95	年金等相談業務	国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療に関する相談を受けるにあたり、各種制度の手続きに関する説明を行う中で、相談に対応している。	相談内容に応じて、担当課や関係機関等との連携により生活の不安解消につなげる。	市民協働部 国保年金課 国民年金係 調査給付係 国保税係 高齢者医療係									相談内容に応じて、担当課や関係機関との連携により、生活の不安解消につなげる。 （変更なし）	相談の場面で深刻だと思われるケースはなかった。	当初の予定通り実施できた	現状維持	これまで同様に実施。	
141	ゲートキーパー養成講座	対象者に合わせた内容でゲートキーパーとしての役割やこころの健康等についての知識や技術等を段階的に理解・習得できるように実施する。	様々な対象（市職員、民生・児童委員、教職員、保健医療福祉専門職、一般市民等）に対し、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応をする役割を担うゲートキーパーを養成する。	保健福祉部 保健所地域保健課									「ゲートキーパー養成講座」を市民、庁内職員、関係機関等に対象に実施。 ・初級編 17回 受講者数176名 ・中級編 5回 受講者数178名 ・専門編 1回 受講者数12名 平成21年から累計 2,030名養成。	自殺対策を支える人材の育成ができた。	当初の予定通り実施できた	現状維持	従来の依頼を受けて実施するものの他、手上げ方式での実施になっているため、四倉地区、勿来地区で当課主催で養成講座を実施予定。	

市自殺対策計画生きる支援関連施策調査票（各課における自殺対策の取り組みについて）

資料 2

基本施策 1： 地域におけるネットワークの強化
基本施策 2： 自殺対策を支える人材の育成
基本施策 3： 市民・企業等への啓発と周知
基本施策 4： 生きることの促進要因への支援
基本施策 5： 子ども・若者の命を大事にする意識の向上に向けた教育

重点施策 1： 高齢者を対象とした自殺対策の推進
重点施策 2： 生活困窮者を対象とした自殺対策の推進
重点施策 3： 就労者自殺対策の推進

…複数課で実施している事業 …実施不十分・評価なし・見直しの事業

重点施策 3
就労者自殺対策の推進

事業名	事業概要	「生きる支援」 実施内容	担当課等	基本施策					重点施策			令和 6 年度 実施状況 (内容・変更点等)	令和 6 年度実施状況に関する 担当課の評価	達成度	事業の方向性・今後の展開		備考
				基本 1	基本 2	基本 3	基本 4	基本 5	重点 1	重点 2	重点 3						
69	いわき市教職員の多忙化解消に向けた検討委員会事業	学校や教職員の業務の見直しを推進し、教職員の多忙化解消を図る。	教職員の負担軽減、児童生徒への支援時間の確保のため、対策の検討を進める。	教育委員会 学校教育課								変更なし	教職員の業務削減や効率化、業務環境の改善をさらに進めるため、「いわき市小中学校業務改善方針」を全面改定、「いわき市立小中学校部活動運営方針」の一部改訂を行った。	当初の予定通り実施できた	現状維持	実施を継続	
114	労働相談	労働者の就労環境と生活の安定を図る窓口として労働福祉会館内に「いわき市労働問題相談所」を設置している。	相談者から雇用条件や労働環境等様々な相談を受ける中で、必要に応じて担当課や関係機関につなげる。	産業振興部 産業ひとづくり課								令和 6 年度中は、18 件の相談あり、相談内容に応じ各関係機関につないだ。	労働者の就労環境と生活の安定に寄与した。	当初の予定通り実施できた	現状維持	令和 7 年度においても、指定管理者が継続して事業を実施している。	
115	いわき市職員メンタルヘルス対策事業	職員のメンタルヘルス対策として、職員のストレスチェックや職場巡視、相談事業、管理職・一般職員への研修等を行う。	職員のメンタルヘルス対策として、職員のストレスチェックや職場巡視、相談事業、管理職・一般職員への研修等を行う。	総務部 人材育成支援課								変更なし	メンタルヘルス研修、ストレスチェック等を適切な時期に実施し、メンタルヘルスに対する意識の向上が図られた。	当初の予定通り実施できた	現状維持	1 ストレスチェックの実施 2 各機関（安全）衛生委員会等による職場巡視 3 相談事業の実施 ①健康相談員による職員健康相談 ②臨床心理士による心の健康相談事業 ③長時間勤務者に対する面接指導 ④新規採用職員に対する個別面談 ⑤外部の専門機関における相談窓口の設置 4 復職支援員の配置 5 試し出勤準備プログラムの実施 6 管理職及び一般職員を対象とした研修 7 職員ポータルを活用した 2 か月に一度のメンタルヘルス関連情報の提供 8 ハラスメント対策研修の実施	
152	働き盛り世代向け出張メンタルヘルス講座	働き盛り世代は職場や家庭において重要な位置を占め、心理的・社会的に負担を抱え心の健康を損ないやすい世代である。自殺を選択する状況に追い込まれる前に、心の危機に陥ったサインを知り、心身のケアの知識を身に着けることを目的に講座を実施する。	働き盛り世代が、職場や家庭での過度なストレスにより自殺を選択する状況に追い込まれる前に、心の危機のサインを知り心身のケアの知識を身につけることを目的とする。	保健福祉部 保健所地域保健課 精神保健係								4 回、延べ 95 名に実施。心理士の予算措置は 2 回分のみのため、2 回は保健所保健師が実施。	「悩みを抱えている従業員への対応のコツが分かった」 「気持ちよく仕事をするためにも休日のリフレッシュが大切だと思った」との感想があり、心身のケアの知識の普及に繋がったと思われる。	当初の予定通り実施できた	現状維持	企業・事業所からの自発的な申し込みが少ないため、周知方法を検討し、継続実施する。	